

る。其名稱のみを並べても、或は國立、普通、参考、記念、學校附屬、宗教、學術協會附屬、實業、貸本、村落、巡廻、兒童、盲人、監獄、鐵道圖書館と云ふ風に、隨分澤山のものである。今之を大體に於て性質の上から區別して見るごとく二になる。一は参考圖書館で、他は普通圖書館である。又維持の方法より區別するときは、官立、公立、私立となるのである。又圖書館の特種の目的或は藏書の種類から分つ事も出来るのである。斯の如く圖書館にも澤山の異つた性質のものがあるから、其目的、効用も種類に從つて異なるのであるが、大體の目的は如何なる事であるかと云ふと、つまり智能を啓發し、德性を涵養し、文化を進め、社會の進歩を促すと云ふことで、學校の目的と何等異なる所がない。斯く大體の目的は學校と全く同じであるが、其目的を達する方法に於ては大に異なる所があるのである。即ち學校は一定の年齢の者を定まつたる時間に教育する機關であるに對して、圖書館は何等年齢や職業や階級に差別されぬ極めて一般的の教育機關である。又學校は或意味に於て強制的教授であるに對して、圖書館は全然自發的である。一度圖書館の門をくれば、そこで有史以來のありとあらゆる出來事も承知する事が出来るし、又偉人、豪傑、文人、雅客とも交はる事ができるし、社會一般の出來事や凡の學術技藝をも窺ふ事ができるのであるが、自ら進んで來ない人には凡の本は閉ぢられ、凡の偉人は黙して語らない。この自發的、研究的といふ事が圖書館の大切な意味である。屢我國の學校卒業者には應用の才が乏しくていかぬと云ふ非難を聞き、又我國人は一般に研究心が乏しい

といふ批評を聞く。これは餘り教授的注入的學校教育に重を置いて、自發的研究機關を無視した爲ではあるまいかと思ひます。我國の圖書館も明治三十二年勅令を以て圖書館令が發布せられて以來、漸次公私立の圖書館が設置せられて、今日では既に六百六十九と云ふ數に達した。然しながら學校の數に比したら八十分の一に過ぎない。又經費より比較すれば、學校に用ゐられて居る費用の四百分の一位である。之を歐米の學校と圖書館と殆んど同一視して居る所に較べると、甚だ情ない次第である。之を以て見れば、我國の教育機關は何となく跛足的發達をして居るやに考へられるのである。是非共今少し此一般的、自發的教育機關たる圖書館事業を促進せしめなければならぬと思ひます。

以上は圖書館の大體の任務を述べて學校と比較した次第であります。圖書館にも前申述べたやうに色々の種類がありますので、其種類に從つて目的や効用も自ら異なるものがあります。茲には通俗圖書館の任務及効用について申述べて見たいと思ひます。

第一に小學校の卒業生について考へて見たいと思ひます。何處の學校の卒業式に行つても、校長や其他の人の口から必ず聞く所の語があります。『汝等の今日此學校を卒業するのは、大に慶賀すべき事である然しながら此小成に安んずる事なくして益知識を磨き、修養を積まねばならぬ』と云ふ事であります。此訓示は果して如何程實行せらるゝでありますか。毎年の小學校卒業生約百萬人の中より高等の學校に進む者は、約十五萬人であつて、八十五萬人は小學校ぎりで學校を止めてしまふのであ

ります。即ち一割五分の卒業生は卒業式の訓示を實行すると致しまして、殘の八割五分の中多の者は隨分怪しいのであります。其著しき證據は即ち徵兵検査の學術成績に現はれて居るのであります。私は寧ろ斯く退歩するのが當然の事であると思ひます。小學校では主に教科書で教はつて、讀書の趣味といふ事を感じて居りません。又小學を卒業する時分迄はまだ知識慾も旺でないし、讀み書きが如何に生涯に必要であるかといふ事も十分に解して居ないのであります。從つて學校を卒業するなり書籍を打棄て、一年二年三年と經つ間に、段々忘れてしまふのは當前の事であります。若し在學中から圖書館の便があつて教科書以外に面白い有益なる本を讀む便宜を與へて讀書の趣味を感せしめ、卒業して後もいつでも閱讀し得る便宜を與へてやりましたならば、少くとも學習したもの忘れしめないと云ふ効果はあると思ひます。或は其中には漸々讀書の程度を高め、研究修養を積んで行くものも出來ると思ひます。

次に中等學校に進んだものにも、同様の意味に於て稍進んだ讀書の趣味又は研究修養上の便宜を與へると云ふ事は、頗る大切であります。而して其中には色々の事情から半途にして退學しなければならぬものも、隨分あります。是等の人が退學した當時、今少し勉強したいと云ふ熱心は、大したものであります。此時に研究勉學の便を與へてやると云ふことは、隨分効果のある事と思ひます。著しき例は彼米國の富豪カーネギー氏であります。彼も此境遇に置かれて、全く圖書館勉強によつて自分を磨き上げたさうでありまして、其爲め非常に圖書館の効用を認め、圖書館事業に寄附する事は、吝まないと云ふ事で、既に三四年前までに圖書館事業に寄附した高が、一億圓に達したと云ふ事であります。

次に又中等の學校を卒業した者で、より以上の學校に進めない者が隨分多いのであります。通俗圖書館は之等の人の勉學の便宜も計つてやらなければなりません。私の地方の中學を三年前に卒業した一人の學生がありますが、親父は警察官で専門學校に出す學資を給する事が出來なかつたらしいのであります。其青年は毎日々々私の圖書館に來て勉強して居りました。閲覽者の入館數を調へたことがあります。其青年は三ヶ月間に百七十九回來て居りました。それは午前來る、午後來る、夜も亦來ると云ふ風で、そんな回數になつたのであります。而してその青年は一年餘してから學資の都合ができまして、醫學専門學校の入學試験を受けました。中學ではさう成績が優等でなかつたに拘らず、競爭の激しい入學試験に四番で合格しました。是等の人の爲に圖ることも、圖書館の重要な任務の一と考へます。其他小學校の教師の爲などにも、餘程利益を與へる事は、地方啓發上頗る重大なる任務で從事して居る人々に修養研究の便宜と機會とを十分に與へる事は、地方啓發上頗る重大なる任務であります。假令是等の人々が研究修養と云點まで進まなくても、只趣味、娛樂を與へる場所となつてもいゝと思ひます。畫面實業に勞力又は奔走して居る地方の青年が、夜になると面白くない所に遊びに行く或は集つて無駄話をする代に、圖書館に小説を読みに或は繪を見に行くと云ふ様な風になりまし

講演

九〇

たならば、地方の風教を維持する上に於て少からざる効果があると思ひます。此讀書が國民一般の趣味になるといふ事は、國民の改善進歩に重大なる關係を有する事と信じます。

通俗圖書館の任務と効用を十分に述べ盡す事は、甚だ困難であります。大體今申述べたやうな次第であります。

今日此大切な任務を持つて居る圖書館を當地に御設立になると云ふ事は、實に結構なる御企だと考へます。御當地は前申述べたやうな色々な美點、特徴を有して居られるのであります。更に圖書館の設立に依つて錦上花を添へらるゝ事は疑はないのであります。御來會の有力なる諸君が十分に御奮發あつて、立派なる整頓したる圖書館を御設立あらむ事を切望する次第であります。(完)



雜報

雜

鍋島子爵薨去

貴族院議員鶴間祇候正二位勳二等子爵

舊鹿島藩主鍋島直彬子は宿痼腸管狭窄病昂進のため五月二十四日

より鹿島藩邸に於て坐臥せられ久布白兼行、同兼康、織田簡一、

勝屋弘規、西牟田玄一の五氏主治醫となり晝夜病床を離れず看護

申上げ夫人謫子方を始め令嗣直繩氏夫妻永井原山崎の各子爵家

の相談役は断へず枕頭に侍して人爲の限りを盡して看護に努めた

るも遂に藥石効を奏せず六月十三日午後に至り病勢俄に陥惡とな

り午後八時危篤に陥られ同十四日正午遂に薨去せられたり

御臨終の模様は十三日前九時過に至り子爵は豫てより期せられ

たるものゝ如く令嗣直繩氏を枕頭に召させられ羽織袴及び爵服、

錦鷄間祇候大禮服並びに勳章を枕頭に置かさせられ家扶に命じて

斎庭を剃らせさらには全身を拭き蕃祖忠茂公を始め歴代の藩主を

祭祀せる松陰神社の奉告祭を行ふべき旨命ぜられ自ら其順序を

示されたるより直繩氏は憂愁の色を單めつゝ是れを神官に傳へ神

官は直に邸内に安置せる神籬の前に奉告の祝詞を奏し其聲病床に

聞ゆるや子爵は身を起して極めて謹嚴の姿勢を以て最敬禮を行ひ

たり然るに其後の容態は頗る安静にして漸次衰弱の度を加へざる

悲しき御通夜には薨去の悲報により午後二時菩提寺古枝村普明寺

住職溪道元泰知寺住職光山覺城の兩師參駕し讀經なし御遺體は

書齋に移し御家族を始め舊臣一同は御通夜をなしたり之より先き

雜報

九二

貴族院は議員錦鶴間祇候正二位勳二等子爵鍋島直彬君の長逝を追悼し恭しく弔辭を呈す

曾孫、左大臣魚名の遠孫、太宰少貳資經の裔鍋島平左衛門尉萬尚の孫佐賀藩祖加賀守直茂公の二男泉和守忠茂公なり慶長六年忠茂

公年十八歳にして主命を奉じて江戸に赴き、將軍家康公に謁し世子秀忠の侍臣となり始め下總國矢作に采邑を賜はり後慶長十四年

宗家佐賀藩より封二萬石を分與せられ肥前國鹿島城主となる、忠茂は二代將軍秀忠の片諱を賜はりて改めたるものにして關ヶ原の

亂後宗家の安泰を全うしたるは忠茂の恪勤與つて力ありと云ふ

二世忠茂、三世直朝に至り力を民政に盡し徳澤普く藩政大に揚り

明治四十四年特に正四位を追贈せらる、夫より、直條、直堅、直

郷、直熙、直宣、直彝、直永、直春、直賢を経て子爵直彬公に至る、子爵は天保十四年十二月十一日を以て生れ安政六年封を繼ぎ

藩主雲更公の第二女にして後閑叟公の養女となりし謫子の方を室さし去明治三十一年四月十六日鍋島直侯第二子直繩を納れて養

嗣子と爲し徳山藩主子爵毛利元秀氏令妹政子を配せらる御家族は

子爵未亡人謫子(七十三)令嗣直繩氏(廿七)同令夫人政子(廿二)同長男直紹氏の四人なり

●故子爵官歴

一叙任從五位下備前守

一改任備中守

一明治二年二月版籍奉還同年六月十七日自今公卿諸侯之稱被廢改

一鹿島藩知事被仰付候事

一廕藩置縣候付廢官

一任侍從

萬延元年十二月十六日

文久三年二月十一日

明治二年六月廿六日

同四年七月十四日

同九年三月八日

同十九年十一月十八日

同二十一年五月三十一日

同九年六月十五日

同九年九月二十七日

同十九年九月二十七日

同二十一年六月二十日

同廿二年十二月廿九日

同廿三年一月二十日

同廿三年五月十八日

同廿三年五月二十一日

同廿三年七月三十日

同廿三年七月廿二日

同廿三年七月八日

同廿三年十一月十八日

同廿四年五月三十一日

同廿四年六月十五日

同廿四年九月二十七日

同廿四年十一月十八日

同廿五年五月三十一日

同廿五年六月十五日

同廿五年九月二十七日

同廿五年十一月十八日

同廿六年五月三十一日

同廿六年六月廿九日

同廿七年五月廿九日

同廿七年六月八日

同廿八年三月二十九日

同廿九年三月二十九日

同廿九年六月八日

同廿九年十一月廿九日

同廿九年十二月廿一日

同廿九年十二月廿二日

同廿九年十二月廿三日

同廿九年十二月廿四日

同廿九年十二月廿五日

同廿九年十二月廿六日

一赴任以來職務別勉勵候に付爲其賞金二百五十圓下賜候事

一司法院御用掛兼勤被仰付候事

一内務省御用掛兼勤被仰付候事

一同十二年三月二十九日

同十三年一月二十日

同十四年五月十八日

同十五年五月二十一日

同十六年五月廿二日

同十七年七月三十日

同十七年七月廿二日

同十八年七月廿二日

同十九年十一月十八日

同二十一年五月三十一日

同廿一年六月二十日

同廿二年十二月廿九日

同廿三年一月二十日

同廿三年五月十八日

同廿三年五月二十一日

同廿三年七月三十日

同廿三年七月廿二日

同廿三年七月八日

同廿四年五月三十一日

同廿四年六月十五日

同廿四年九月二十七日

同廿四年十一月十八日

同廿五年五月三十一日

同廿五年六月十五日

同廿五年九月二十七日

同廿五年十一月十八日

同廿五年六月廿九日

同廿五年十一月廿九日

同廿五年十二月廿一日

同廿五年十二月廿二日

同廿五年十二月廿三日

同廿五年十二月廿四日

同廿五年十二月廿五日

一内務省御用掛兼勤被仰付取扱准奏任候事

一同十二年三月十三日

同十三年一月二十日

同十四年五月十八日

同十五年五月二十一日

同十六年五月廿二日

同十七年七月三十日

同十八年七月廿二日

同十九年十一月十八日

同二十一年五月三十一日

同廿一年六月二十日

同廿二年十二月廿九日

同廿三年一月二十日

同廿三年五月十八日

同廿三年五月二十一日

同廿三年七月三十日

同廿三年七月廿二日

同廿三年七月八日

同廿四年五月三十一日

同廿四年六月十五日

同廿四年九月二十七日

同廿四年十一月十八日

同廿五年五月三十一日

同廿五年六月十五日

同廿五年九月二十七日

同廿五年十一月十八日

同廿五年六月廿九日

同廿五年十一月廿九日

同廿五年十二月廿一日

同廿五年十二月廿二日

同廿五年十二月廿三日

同廿五年十二月廿四日

同廿五年十二月廿五日

同廿五年十二月廿六日

同廿五年十二月廿七日

同廿五年十二月廿八日

同廿五年十二月廿九日

同廿五年十二月廿一日

同廿五年十二月廿二日

同廿五年十二月廿三日

同廿五年十二月廿四日

九二

明治九年十月十八日

同十年八月二十九日

同十一年十二月二十四日

同十二年三月二十九日

同十三年一月二十日

同十四年五月五日

同十五年五月二十一日

同十六年五月廿二日

同十七年七月三十日

同十八年七月廿二日

同十九年十一月十八日

同二十一年五月三十一日

同廿一年六月二十日

同廿二年十二月廿九日

同廿三年一月二十日

同廿三年五月十八日

同廿三年五月二十一日

同廿三年七月三十日

同廿三年七月廿二日

同廿三年七月八日

同廿四年五月三十一日

同廿四年六月十五日

同廿四年九月二十七日

同廿四年十一月十八日

同廿五年五月三十一日

同廿五年六月十五日

同廿五年九月二十七日

同廿五年十一月十八日

同廿五年六月廿九日

同廿五年十一月廿九日

同廿五年十二月廿一日

同廿五年十二月廿二日

同廿五年十二月廿三日

同廿五年十二月廿四日

同廿五年十二月廿五日

同廿五年十二月廿六日

同廿五年十二月廿七日

同廿五年十二月廿八日

同廿五年十二月廿九日

同廿五年十二月廿一日

同廿五年十二月廿二日

同廿五年十二月廿三日

同廿五年十二月廿四日

幡、提爐に次で錦鷄間祇候の子爵大禮服は石橋安一織田濟心兩氏勳二等瑞寶章同副章は納富勘一、栗山佐一兩氏の各在郷將校捧持し、喪主直繩氏の御手添として川原、小池、大塚、乘田、最所、勝屋各新舊家職の捧げたる御香亭には『靜觀院殿止二位勳二等萬物自得大居士』と記せる白木の御位牌を安置し續いて喪主直繩氏は麻の白衣を着け徒步肅然として進み御親族男子に次で靈柩は二十名宛交替の在郷軍人四十名に荷はれ棺側には永田佐次郎、井原喜代太郎、山崎常雄氏等三相談役並に原田種徳、織田簡一、久布白兼康、西平田玄一、勝屋弘規各生前御掛醫隨從し御分髪の棺には家扶酒見今朝一氏隨ひ天蓋に續いて未亡人謹子の方は女中を從へ政子令夫人は直紹君を抱き醫師久布白兼徳氏及び女中を從へ何れも下髪白綾無垢の喪服にて車上にて從へ、御親族婦人、鹿島婦人會員其他御供女子、鹿城會員其他御供男子雜駄、放鳥、鹿島高等女學校職員生徒三百名に次で各分會旗を持して二十名宛總代として會葬せる鹿島町外四ヶ村在郷軍人百名を後驅とし最後に一般會葬者の順序にて縣道を東に石木津橋にて右折普明寺に向へるが葬列は蜿蜒として約一里の順路に連り青年會員、小學校生徒其他一般村民は雨中沿道に堵列して葬送し中には年老けたる村翁の嘗領主の薨去を悼みて在りし世の追懷に袂を絞れるあり人垣を築り老若男女の村民は何れも眼を濕しつゝ恭しく敬禮し折々に響く引金、太鼓、饒鉢の哀音嫋々として五月雨に流るゝも悲し、斯くて午後三時葬列は久保山麓なる普明寺に達し苔蒸したる石門を潛り裟婆たる竹林に沿へる幽砌を踏みて山門を入れば式場には八箇四方の比且籬を繞らして發心、修行、菩提、涅槃の四門を設け中央に白布を以て四柱を覆へる式壇を設へたるが先着の諸家御名代新義眞言宗豊山派管長代理富田教純、同智山派管長代理宮崎智全兩僧正、各舊藩守菩提寺佐賀市外高傳寺住職高閑者道樹、蓮池宗眼寺住職佐賀縣第一曹洞宗務所長正覺慈觀、八本木村泰智寺住

案内にて各休憩所より堂内設けの席に着席し靈柩は山門内に安置し、御香亭のみを捧げて有達三匝するや御位牌を安置して大高机に御靈其他の供物を献じ終つて饒鼓一通の後鎖龕師德興善、起龕師蒲原祖眞、點茶師村山靈苗、點湯師佐藤壽嶺四導師の法語焼香及心經讀誦、役僧二十餘名の三寶讚讀誦ありて豁大導師は知隨の拜請にて柱杖を撞いて入場、問訊の後型の如く嚴かに引導を授け此間參列僧侶の一轉語あり終つて直繩氏及御遺族、親戚名代の焼香に次で縣下黃檗宗各寺院僧侶を始め鹿島佛教會其他參列僧侶五十餘名は一齋に讀經を爲し一般會葬者の燒香終るを待ちて變食真言に移り最後に大導師は燒香、獻供、薰香、展具三禮の後結讚上來回向を終へて歸丈、時に午後五時過にして一般會葬者は之にて散會したるが引續き直ちに同墓所に於て埋棺式あり役僧は石蓋を覆ひて讀經を爲し終つて御祠堂に於て安牌直繩氏以下の禮拜ありて全く式を終れるは雨に暮るゝ山門の影暗き午後七時過ぎなりき因に御分髪は同寺に安置して舊重臣交々仰を爲二十四日午後一時出棺、八本木村泰智寺に於て執行せらる當日會葬者は鍋島侯、蓮池、小城兩子爵、毛利子爵、鍋島男爵、諫早男爵家各名代を始め故子爵家親族、石橋知事、同夫人、西野佐賀地方裁判所長外縣下重なる官公吏、實業家、附近郡長、郡内各町村長、佐賀鄉友青年會及佐賀學友會、肥前協會々長、鹿島町外四ヶ村議員、區長、在郷軍人、青年會員、婦人會員、學校生徒、一般町村民等無慮萬餘に達し出棺前より小降となりたれば葬列を拜せんとて沿道に蝟集する老若男女數千名に上れり尙ほ石橋知事の持參せる日本赤十字社長及知事夫人の持參せる愛國婦人會長其他の弔詞及貴族院始め鍋島侯其他三百餘通の弔電は一括して式中靈前に供したるが鍋島直和子同夫人梅子、大久保教尙子、同夫人親子、本庄宗久子、同夫人孝子、松平乘長子同夫人芳子、鍋島易子、同輝子、井伊伯未亡人常子、阿部伯未亡人篤子等よりは各一對の造花を贈られ舊重臣

●子爵葬儀餘錄 灵輿と靈柩 故鍋島正二位公の葬儀に就ては永田、井原等諸氏を始め種々相談を遂げ其遺骸を納むべき靈柩と靈輿の製作に關しては子爵御病氣中より特に鹿島に在宅し居たる牟田萬次郎氏へ一任することとなりたれば牟田氏は其材料より製作に至るまで博多にて辯する事として十四日より同地へ急行し僅々三日間の日時を以て左記の如く靈柩と靈輿を調達せしめたる事なり

▲靈輿 は長六尺五寸、巾二尺二寸、板の厚さ一寸二分をし無節の尾州檜にて作り内外の二重箱として寢棺なり右無節の二尺二寸厚一寸二分の檜板は頗る稀れなりと云へり

▲靈輿 は長さ九尺、高さ六尺をし之れに二丈一尺の昇棒を附けたり、黒漆塗艶消しの鈍色にして眞鍮鍛金杏葉の彫刻を爲し戸扉及兩側には花杏葉を浮彫り金磨きとし輿の兩側の簾には絹總を垂れ周圍の幕には杏葉を藤色の紺地に染め出したり聞くが如くんば牟田氏等の意見に依れば今回老子爵の薨去は鹿島に於ける太故にて恰も帝國民が明治天皇の崩御に對する一般實に空前絶後とも稱すべきを以て其華美に流るるは遙くべき所なるも最も莊嚴にせざる可らずとなし斯くは取計ひたる由にて其設計を建つるに當りては其道を改伊藤公爵の國葬に用ひたる靈輿に取り旁ら喪祭事略

駄を用ゐたるなりと亦以て同地方が如何に舊君臣の情誼を存じ居るの深きかを思はしむ
▲石橋知事談 勅使として中川邸に参向せし石橋知事が其旅館に
休憩中に於て語れりと云ふを漏れ聞くに由來舊藩主と舊藩士との
關係は年一年より薄らぎ行き現に福岡の如きは舊時的情誼を認め
能はざるに佐賀に来れば存外舊君臣の情誼暖なるを見るに今日鹿
島に入れば舊藩時代と雖も之れには過ぎざらんと思はるゝ語り頗
る感歎し居られたり

●直繩氏襲爵 故鍋島直彬子家督相續人鍋島直繩氏は七月二十日襲爵仰付けられたり

●子爵逸事 子爵は舊藩時代より夙に勤王の大志を抱かれ佐
賀本藩の爲にも盡瘁せられたるが維新後帝國議會開設以來毎期貴
族院議員として勤績精勵國家の爲献賛する所尠からず特に明治九年
先帝陛下の侍従に任せられ二十三年元老院議官廢官と共に錦鷄
間祇候を仰付けられ二十三年居を舊藩邸に遷されてよりは議會開
會中の外上京さるゝ事渺なかりしが明治四十五年六月明治天皇御
不例の事あるや鹿島自邸に於て所勞の爲靜養中なりし子爵は其身
を忘れて屢々端座瞑目御平癒祈願を覃められたるが同三十日崩御
の急電に接せらるゝや痛惜哀悼の情に堪へず聲を放つて慟哭せら
れ其夜は禮服を着けて東北の方皇居に面し靜坐端然、一夜を徹せ
られ醫師の勸告を却けて直に病を冒し行李勿々東上の途に就きて
殯宮に伺候せられ御大葬迄日々參候又は御通夜の勤を怠られず御
大葬後桃山御陵に參拜を了へて歸邸せられ邸内に明治天皇奉祀の
祠を建立し日夜禮拜を怠らるゝ事なかりしといふ又母堂朝子刀自
の在世中は子爵の孝養到らざるなく明治三十年十一月八十八の高
齢を以て卒去せらるゝや哀悼の情止み難く親ら萬部經を一石一字

▲皆な佛説下駄 葬儀の當日は朝來五月雨の降頗り道路は泥濘深く歩行に困難せるが然かも會葬者は男も女も皆な佛説下駄を穿き居たる爲め白足袋は言はずもあれ今日を晴れこそ着飾りたる夫人令嬢達の裾模様ある紋服を泥塗れになしたるにぞ氣の毒なる蓋し鹿

雜報

九五

雜報

に書して萬部の塔を建て母堂の御菩提を弔はれたりと聞く、曩に日露戰役に際し舊藩士民の從軍する者五百餘名に及ぶや家族慰問又は戦死者遺族の弔問及會葬等は一も空しくせらるゝ事なく特に木札を作り親ら「義勇奉公」の四字を書し之を各出征軍人家族に頒ち各門戸に掲げしめ一見出征軍人家族たるを表彰すると共に家族を獎勵せられ凱旋に際しては一同を松塗社に招待して盛大なる歡迎會を開き温情以て軍人一同の勞を犒はれたるが日猶戰役に際しても同じく家族慰問戦死者の弔問、葬式等に怠る事なく凱旋軍人中川自邸に招きて歡迎の宴を張られたり、育英事業に就ては殆ど牛生の道樂として盡されたるが鹿島高津原小學校の設立は實に縣下小學校設立の濫觴にして遠く舊藩時代に於ては藩校弘文館を建文武兩道を獎勵し碩儒谷口藍田翁を聘して侍講たらしめたるのみならず藍田塾を興し又は長崎縣立中學の廢せらるゝ私費を以て中學校英語學校鎌造館を經營せられ其他の勵業に於ては造林を始め各種の事業を興し鹿島が僻遠の地にして交通不便の爲め産業其他の發達を阻害する事甚からざるより井原氏其他有志に依り祐德軌道會社創立せらるゝや自ら進んで其の株の大部分を引受けられ以て今日の隆盛を見るに至り其他鹿島銀行、肥前陶業會社の如き地方產業に關する事業に對しては常に率先して大株主たるを快諾せられ獎勵に努められたるが産業の發達と共に人材養成を急務として鹿島會を組織して學資補給の途を講ぜられ目下同會出身にして各地に散在せる重なる人々に左の諸氏なり

法學士田澤義鋪(明治神宮造營局書記官)同朝日胤一(雜誌海外主幹)同田中鐵三郎(日本銀行在勤)同甲斐熊彥(辯護士)同森尾龍馬(郵船會社在勤)工學士岸川雄次郎(日本電球會社技術同司森川藤次(鐵道院技術)同鍋島朝俊(生野銀山在勤)法學士岩永新太郎(駿豆電鐵會社參事)醫學士岩永幾太郎(東京大學病院助手)文學生梅崎玄三(唐津中學校教諭)

●勤王敬神(永田佐次郎氏談)子爵は安政六年御年十七歳で

るは天下の爲めでありませう歟將副島一私人の爲めでありませう歟」と訓され天下の爲めは即ち佐賀の爲め、今や天下の形勢は斯々の有様に御座りますと誇々と申上げられたので英明な閑叟公は直ちに之を嘉納されて副島伯を許された江藤南白翁も同じく囚はれて牢に入られる筈の所を子爵の御蔭で赦免されたといふやうな有様で當時本藩には多少名君閑叟公の聖明を壅蔽する者が無いでもなかつたが叔父甥の間柄に在られた子爵が閑叟公を輔けられて勤王をも勤めになつたのは事實である。其結果として子爵は閑叟公の御命に依つて毎月半分宛本藩に登城され直大侯の御名代として政廳に出られた事もあつたといふ事で、御登城の時は凡て船で瀬と屋外津の間を往復されてゐたといふ事である、當時維新前後に亘つて徳久幸次郎(元熊本縣知事)徳久恒範氏令弟山中一郎、元式部官の丹羽龍之助等七八名の本藩少壯連が屢々鹿島に來て子爵と意見を交してゐた。子爵は亦非常に敬神の信念に忠く而も貞節は極底を國體に取られた確乎たる御信念で祐德院は藩祖直朝に亘つて勤王の勧請に成つた關係から特に御信仰も篤く邸内に元式部官の丹羽龍之助等七八名の本藩少壯連が屢々鹿島に來て子爵は皇室の藩屏である、只華族は特に國民に率先して忠勤を拔んでればならぬ、藩屏といふ事は贅穀の下に住居を構へるといふ意味のものでは無い、只無爲徒食して東京に住し徒らに藩屏と稱す

●育英道樂(井原喜代太郎氏談)子爵家相談役代議士井原喜代太郎氏は悽然として子爵の平生に就て語りて曰く「子爵は至誠一貫、誠忠無比の勤王家で事皇室に關すれば聲淚共に下るといふ風であった、而して獨特の華族論を持せられてあつた、それは華族は皇室の藩屏である、只華族は特に國民に率先して忠勤を拔んでればならぬ、藩屏といふ事は贅穀の下に住居を構へるといふ意味のものでは無い、只無爲徒食して東京に住し徒らに藩屏と稱す

るは無意義である、一體華族には武家華族と公卿(華族新華族も公卿華族の部類に含まれる)に別たれるが武家華族は舊藩士民も有し三百年來の情義を統一して主従一途、國家の爲めに盡さねばならぬ、夫を只舊領地を離れて帝都に計り住んでゐて舊士民と接する機會が渺いから特に官職を奉じた者は別であるが左も無い者は舊士民と力を協せて勵業、教育に盡す事が即ち武家華族の本領である」といふ御持論で元老院が廢せられ議官を免せられるところに憲法發布の年即ち明治二十二年御年四十七歳の時特に願はれて舊藩地に遷られたので御持論の通り一日も空しく東京に居たれながらの御命も無くなるが之を聞かれた子爵は自ら佐賀に出て閑叟公に説かれるには『副島が藩則を迄犯して脱走しました』

封を襲がれましたが文久元年江口に參勤され大村の松林飯山(駒次郎)三河の松本奎堂(謙三郎)仙臺の岡千仞等の勤王家に會はれ御歸藩の途中伊勢迄歸られた時松本金堂が懃々御跡を慕うて來て御旅館で追ひ付き勤王報國の心事を披露して當時十九歳の御青年であられた直彬公に臣事せんことを請ひ遂に君臣の約を結ぶに至つた。仍で奎堂も藩に隨うて來て盡すが正當であるが自分は京坂を獎勵せられ凱旋に際しては一同を松塗社に招待して盛大なる歡迎會を開き温情以て軍人一同の勞を犒はれたるが日猶戰役に際しても同じく家族慰問戦死者の弔問、葬式等に怠る事なく凱旋軍人中川自邸に招きて歡迎の宴を張られたり、育英事業に就ては殆ど牛生の道樂として盡されたるが鹿島高津原小學校の設立は實に縣下小學校設立の濫觴にして遠く舊藩時代に於ては藩校弘文館を建文武兩道を獎勵し碩儒谷口藍田翁を聘して侍講たらしめたるの軌道會社創立せらるゝや自ら進んで其の株の大部分を引受けられ以て今日の隆盛を見るに至り其他鹿島銀行、肥前陶業會社の如き地方產業に關する事業に對しては常に率先して大株主たるを快諾せられ獎勵に努められたるが産業の發達と共に人材養成を急務として鹿島會を組織して學資補給の途を講ぜられ目下同會出身にして各地に散在せる重なる人々に左の諸氏なり

法學士田澤義鋪(明治神宮造營局書記官)同朝日胤一(雜誌海外主幹)同田中鐵三郎(日本銀行在勤)同甲斐熊彥(辯護士)同森尾龍馬(郵船會社在勤)工學士岸川雄次郎(日本電球會社技術同司森川藤次(鐵道院技術)同鍋島朝俊(生野銀山在勤)法學士岩永新太郎(駿豆電鐵會社參事)醫學士岩永幾太郎(東京大學病院助手)文學生梅崎玄三(唐津中學校教諭)

●勤王敬神(永田佐次郎氏談)子爵は安政六年御年十七歳で

御謹聽なされ和氣藪々の裡に恒例の牡丹餅を戴くといふ愉快な御招待の會である今年からは女學校の四年生をも招かれる事になり正月に書畫會や鞠や羽子を突いて愉快にお邸で遊び暮した事もあつた、公會の席は勿論村々の青年會や軍人會や其他の會合にも御出席になり精神的なも話があり話題は多く蘊奥を極められた經書を基礎として之を我國體に合せ平易な説明が爲されて深く感動を與へられるのが常であつた、時には中學校に電話を掛けられて話しに行きたいが授業に妨げない時間は何時頃かと唐突に思ふ立たれる事もある、平素の御起居は極めて謹厳端正で常に袴を召されて端然と坐られ讀書や書畫の御揮毫をなさる時も決して姿勢をお崩しになつた事を見受けした事はなかつた、而も御生活は質素で平民的であられるが教育其他公共事業には斯う申上げては如何であるが分に過ぎる程の御寄附を爲された事は度々であつた』云々

東京に於ける佐賀郷友青年
架屈を併せて渦島廿六萬五百

遊學した學生の團結で年一回の神田錦輝館に於ける青年大會には、

の貴賓の臨席を乞ひ縣出身の諸名士を一堂に招じ先進と後輩と互に隔てない故郷の山川に享けた血潮を暖むる美しい會合である。四十一年から四十二年に涉つて此の郷友青年會の幹事であつた、佐賀中學校の下村文學士は育英を以つて半生の事業を樂とせられたる子爵が郷黨出身の青年を熱愛せられたと云ふ事に就て語る。子爵は極端な學生御蟲負で三田の御屋敷に伺つて一番幅の利けるものは何時でも弊衣破帽の書生であつた、家令や何かの人々も子爵の心を承けて學生さまへ云へば賓客扱ひにして呉れまして勿論紹介狀など的一面倒な手續なしで早速結構な應接に通して頂く、

氏か同新聞紙上に其の感懷を載せたり老公の如何に謹嚴篤實の君子人たりしを窺ふに足るを以て茲に之を摘錄せむ
◎子爵の朗吟 明治十年前後と覺ふ老子爵が宮廷に在りて侍補に任じ先帝の左右に奉侍せらるゝ頃陛下は慶次子爵を召され頼山陽が「下筑後河」の長歌を吟せよとの御沙汰あるより子爵は大命を畏み大御前に於て朗々吟じ去り吟じ來らるゝに其抑揚、其音吐入神の妙を得られたれば天顏殊に麗はしくわたらせられしみ承ばる如何に君臣の契合深かりしを推想するも畏こく然かも此聖主も此名臣も今は昇天し給ひしそ悲しき限りなる

◎孔聖の銅像 一昨年の秋老子爵を中川邸に訪ひ奉りしに老子爵は直に階上の一室にて引見せらる折柄隣室は書畫の虫干をやせられけん幾百幅の書畫箱を積重れありしが子爵自ら起ちて一個の小銅像を恭しく捧げ來りて余に示し這は是れ孔子の像にして曾て大鹽後素の珍藏せし所なるが後素の死後攝津の小西某が所有に歸せしを谷口藍田が同地に遊歴せし際小西某より譲受け甚だ尊崇し居たり然るに一日此聖像を齎し來りて餘に余(老子爵)に告ぐらく之を家藏として傳へんとするも子孫其器に非すんば汚損し亡失するの虞無しこせず乃ち其保存を託せん者は吾公其人なるを思ひ斯くは持參せりさて附與せられたり然れば余は先師藍田翁の附托を空ふせざらんを期し居るなりと語り給ひしこあり

◎子爵の垂教 余は子爵に文字上の知遇を辱ふし垂教を蒙りたるここ一再に止らず故に鹿島に於て東京に於て子爵を訪問し疑を質し益を受けたるや尠がらず殊に文章を作れる際は子爵に呈示し其文章を以て評議せしもの多し子爵も亦余の不肖を棄て給はず丁寧親切に加除修正を加へ給ふを例せり憶ひ起す余が曾て鹿島に於ける興教大師遺跡保存趣意書を稿し之れが添削を乞ふや子爵は快諾せられ且つ其返稿に當りて井原喜代太郎氏を介して曰く此文章佳なりとあらざるにあらざるも始めより假名交り文として起草せし痕跡歷然たり峰(余)は漢文の素養ある者なるに蓋ぞ最初之を漢文にて草し

更に假名交り文とはせざりしそ文に骨力を帶びしめんは漢文にて
作者にあり是れ該趣旨書の氣力に乏しき所以なり其由本人に傳へ
ふこありしこ井原氏は余に語れり蓋し子爵の意は必ずしも恐く漢
文にて稿せざる可らずこにはあらず只文章は決して苟くもすべか
らざるば勿論なれば最初漢文にて起稿し更に假名交りとなす程に
推敲するを要すと垂教せられたるなり余は爾後此意を牢記して其
垂教に乖ひざらんと期せり嗚呼老子爵今や隔世の人たり今より何
人に就て文字上の垂教を奉ぜんか余が追悼の情切なる所以也
◎忠忱と謹嚴 子爵の忠忱にして謹嚴なりしは天性とも謂ふべく
片時も皇室を忘れられたる事無し故に其薨去せらるゝ一兩日前家
人に向て余が臨終の時到らば必ず頭を東北の方位に向ほしめふこ
命ぜられ家人も其言を奉ぜられしこ聞けり

◎子爵の胎教 令嗣直繩君の令夫人は當時妊娠中なりしが子爵の
病氣重態に赴きてより衣帶も解かず看護せられ子爵も喜びて其孝
養を受けられしも不淨を取扱ふ際には直繩夫人に限りて其座を避
けしめらるゝを例させり是れ令夫人が妊娠中なるより此等不淨の
事を觀せしむるは胎教を重する所以にあらずとせられたるなり又
公が令孫直紹君を鍾愛せらるゝは非常にて如何なる貴重品を玩具
として損傷せらるゝことあるも公は笑て問はざるを常とし直紹君
が病床に來たらるゝは公が殊に喜ばれし所なるも決して久しく居
らるゝを欲せず侍女をして伴ひ去らしむ是亦幼齡の方に病苦の狀
を見せしむるは其精神上に及ぼす影響の不良なるを慮られしなり
○子爵の庭訓 公が令嗣直繩君に對する庭訓は頗る厳格にして苟
も其の身華族の榮爵を帶ぶる者は上は皇室の藩屏と爲り下は國民
の模楷たらざる可らずと云ひ且つ舊封士民との情誼を持續すべき
を繰返へしつゝ遺言せられたりと公は尙ほ數年間存命し直繩君を
訓養せんと期せられ「直繩が西洋より歸來せし頭腦を更に日本の
に陶冶したきものなり」と云ひ居られたりと云ふ

卷之二

其院號を「謹昭院慶慈德妙明大師」^と稱し自今に謹昭院慶と稱する
由 噴、老子爵 故子爵鍋島直彬氏に就き西肥日報社の峰火西

更に假名交り文とばせざりしそ文に骨力を帶びしめんに渋文にて
作者にあり是れ該趣旨書の氣力に乏しき所以なり其由本人に傳へ
よさありしこ井原氏は余に語れり蓋し子爵の意は必ずしも悉く漢
文にて稿せざる可らずこにはあらず只文章は決して苟くもすべか
らざるは勿論なれば最初漢文にて起稿し更に假名交りとなす程に
推敲するを要すと垂教せられたるなり余は爾後此意を牢記して其
垂教に乖かざらんと期せり鳴呼老子爵今や隔世の人たり今より何
人に就て文字上の垂教を奉ぜんか余が追悼の情切なる所以也
◎忠忱と謹嚴 子爵の忠忱にして謹嚴なりしは天性とも謂ふべく
片時も皇室を忘れられたる事無し故に其薨去せらるゝ一兩日前家
命ぜられ家人も其言を奉せられしこ聞けり
◎子爵の胎教 令嗣直繩君の令夫人は當時妊娠中なりしが子爵の
病氣重態に赴きてより衣帶も解かず看護せられ子爵も喜びて其孝
養を受けられしも不淨を取扱ふ際には直繩夫人に限りて其座を避
けしめらるゝを例とせり是れ令夫人が妊娠中なるより此等不淨の
事を觀せしむるは胎教を重する所以にあらずとせられたるなり又
公が令孫直紹君を鍾愛せらるゝは非常にて如何なる貴重品を玩具
として損傷せらるゝことあるも公は笑て問はざるを常とし直紹君
が病床に來たらるゝは公が殊に喜ばれし所なるも決して久しく居
らるゝを欲せず侍女をして伴ひ去らしむ是亦幼齡の方に病苦の状
を見せしむるは其精神上に及ぼす影響の不良なるを慮られしなり
と云ひ居られたり
◎子爵の庭訓 公が令嗣直繩君に對する庭訓は頗る嚴格にして苟
も其の身華族の榮爵を帶ぶる者は上は皇室の藩屏と爲り下は國民
の模楷たらざる可らずと云ひ且つ舊封士民との情誼を持続すべき
を繰返へしつゝ遺言せられたりと公は尙ほ數年間存命し直繩君を
訓養せんと期せられ「直繩が西洋より歸來せし頭腦を更に日本的
に陶冶したきものなり」と云ひ居られたり

◎子爵の日束子爵は紹大的の事皆が日束に取扱せられ其遺言の如きも日乗に思ふがまゝを記載もありて何人に讀ましむるも可なりと言ひ居られし由蓋し君子は人に耻づべきの言行無ければ何人に示すも何等疚しき所無き公の平生を見るべきにあらずや

◎子爵の靈牌 公の靈牌は書齋に安置せられ公の遺言に基き一年間は其儘にして他に遷されざる筈なりと聞く公が其生存中に於て語られたるは余が死せば一年間は書齋に靈牌を安置し知人の來りて香を焼く者あらば必ず拒むこそ勿れ是れ余を思ひ呉れる人なれば余は喜んで之を享くべく余は靈魂不滅説を取る者なればなりと

然れば中陰も過ぎなば何人にも靈廟の焼香を許さるゝ云へり
附言、公は麟閣の名臣たれば公の記傳は正史に傳ふるあらんも
余が二三の見聞を記載するは公の知遇に感激して然るのみ
● 横尾少佐へ祭粢料 故陸軍歩兵少佐横尾平氏祭粢料とし
て鍋島侯爵家より金五十圓を又陸軍大學校高等官一同より香典と
して金百圓を孰れも故少佐嚴父卯八氏宛寄贈し來りたりと
● 田島神社へ寄附 國幣中社田島神社へ鍋島侯爵より備前
國住人吉次銘入名刀一振御獻納せられたり又同社へ大隈伯より金
百圓寄附せられたりと

閑院大將宮殿下御來佐（玉顔麗はしく内庫所に入らせ
給ふ）陸軍大將大勳位功二級閑院宮載仁親王殿下には第二特命檢

閲使の御重任を帯びさせ給ひ五月二十九日久留米御發午前十時三十七分の下り特別列車にて屬員陸軍少將福田雅太郎、砲兵大佐石丸眞臣、同歩兵大佐長坂研介、同騎兵大佐中島操外七將校並に當

地より御出迎の石橋本縣知事、二木警察部長を隨へさせられ佐賀驛に着かせ給ひ徳永佐賀驛長は直に車屏を排して御案内申上げ殿
下は玉顔麗はしくプラットホームに下りさせ給ふ是より先きプラ

ツトホームには豫ねて來佐ありし鍋島侯爵家名代直繩君、堀内大

關口にて岡學務課長千住同校長其他各學校長の出迎を受けさせられ御休憩室に充られたる校長^平に御休憩の後千住校長の案内にて

講堂に陳列せる各中學校（男子部）の成績品（一學級より一種類）を
台覽遊ばされ同二時半御出門師範學校に向はせ給ひ沿道に同男女
生一同の出迎を受けさせられ此處にても講堂に陳列せる縣下各高

等女學校、實科女學校、各尋高小學校生徒の成績品を御巡覽ありて三時御出門途中物産陳列場に御立寄遊ばされしが日頃產業獎勵には特に御心せ生がせ給ふ事さて詳細に御巡覽の上何彼に就て御

下問あり同三時半御機嫌麗はしく御歸還遊ばされたり
御來榮ニ市中 宮殿下の御來榮に就ては各官衛を始め市内各戸共
御賀ニ易易して致意を表したり而て殿下令四御來榮は初度の御事

國旗を掲揚して敬意を表す。さて豫て殿下の威風を欽仰する縣民は其英姿を拜し参らせんとして遠近の老幼男女堵の如く集り殊に御沿道筋にては七重八重の人牆

を築き何れも御馬前には伏して御奉迎。一に御馬前には伏して御奉迎。二に御馬前には伏して御奉迎。三にては殿下的御順路は勿論萬一を警戒する爲め市内各派出所詰巡査、伊万里、小城兩署より刑事を召集し警戒頗る嚴重を極め遺漏

なかりき
儀仗衛兵 當聯隊にては神宮司中尉指揮の下に儀仗衛兵一個小隊を内庫所に派遣し宮殿下御滞在中警護の任に當らしむることゝな

れり
殿下へ献上品 石橋本縣知事其他より物品献納を爲し御聽許あら
せられたる分左の如し

石橋本縣知事
赤十字社佐賀支部
佐賀工業學校

佐賀市長野口能毅
肥前麵類同業組合
秀島春一郎

佐賀市八丁馬場 堤 善吉

卷之三

當日にて岡學務課長千住同校長其他各學校長の出迎を受けさせら
る。休憩室に充られたる校長室に御休憩の後千住校長の案内にて
陳列せる各中學校(男子部)の成績品(一學級より一種類)を
遊ばされ同一時半御出門師範學校に向はせ給ひ沿道に同男女
同の出迎を受けさせられ此處にても講堂に陳列せる縣下各高
學校、實科女學校、各尋高小學校生徒の成績品を御巡覽あり
特に御心を注がせ給ふ事さて詳細に御巡覽の上何彼に就て御
あり同三時半御機嫌麗はしく御歸還遊ばされたり
榮と市中宮殿下の御來榮に就ては各官衛を始め市内各戸共
を掲揚して敬意を表したり而て殿下一回御來榮は初度の御事
豫て殿下的威風を欽仰する縣民は其英姿を拜し參らせんとて
の老幼男女堵の如く集り殊に御沿道筋にては七重八重の人牆
さき何れも御馬前に拜伏して御奉迎申上げたるが佐賀警察署
は殿下の御順路は勿論萬一を警戒する爲め市内各派出所詰巡
伊萬里、小城兩署より刑事を召集し警戒頗る嚴重を極め遺漏
りき

へ献上品 石橋本縣知事其他より物品献納を爲し御聽許あら
れたる分左の如し

衛兵 當聯隊にては神宮司中尉指揮の下に儀仗衛兵一個小隊
庫所に派遣し宮殿下御滯在中警護の任に當らしむることゝな
泥猴魚 三百尾

花瓶 一個

文鎮 三個

綬通 二枚

素麵 一箱

平麵 一箱

丸房露 一箱

佐賀市岸川町 堤 善吉

佐賀市八丁馬場 肥前麺類同業組合 佐賀工業學校 佐賀市長 野口能毅

赤十字社佐賀支部 石橋本縣知事

一、清酒	樽	佐賀郡久保田村	古賀文一郎
一、蜂蜜	二	三養基郡麓村	日吉 林助
一、羊羹	二	小城郡小城町	森永 惣吉
一、干餼	一	小城郡小城町	小副川泰三郎
一、素麵	一	山口 伊三	
一、紙	三	右 同	肥前製紙會社
一、干餼	一	小城郡岩松村	七田 秀一
一、清酒	一	東松浦郡呼子村	同
一、松浦漬	一樽	西松浦郡有田町	山下 善市
一、磁製置物	一個	香蘭合名會社	人
屬員の旅館	閑院檢閱宮殿下の屬員少將福田雅太郎、砲兵大佐石丸真臣、歩兵大佐長坂樹介、二等軍醫正井上圓治、砲兵中佐西郷勝藏、輕重兵少佐服部英男、歩兵大尉廣瀧圓治諸氏の外屬官二名は新馬場松本屋、工兵中佐西尾糾夫、二等獸醫正太田楨太郎、二等主計正原三郎諸氏は同千歳館へ投宿されたり		
●直繩君御來佐	(侯爵御名代として)侯爵御令嗣直映君は御父君御代理にて宮殿下御接待役として御下縣の御豫定なりしが御病氣の爲已なく御中止相成りたれば舊鹿島藩主鍋島直彬御令嗣直繩君侯爵家御名代を承り五月廿八日午後四時五十九分當驛着列車にて御來榮市内松原町松陰館に御投宿あらせらる		
●大將宮殿下御出發	第二特命檢閱の重任を帶びて御來榮中なりし閑院宮大將殿下には當聯隊及關係官衙御巡閱終了し六月二日前八時四十八分下り列車にて長崎縣佐世保市に向け御出發相成りたり先之御旅館内庫所前より堀端縣廳通り角まで儀仗兵及堵列隊を以て充たされ北八幡社横側迄は小學男女生整列唐人町より驛前までは各中等男女學生各職員引率の下に堵列驛内外には十五聯隊將校軍人會員を初めとして各官公衙の重なる人々及愛國		

村旅團長、岸本內務部長、西野地方裁判所長、稻澤檢事正、長谷助役、大黒、白井の好生館正副館長、古賀伊丹の兩銀行頭取、縣會議員、在郷陸海軍の將校、各村長、市參事會員、愛國婦人會員、新聞記者等貳百餘名御出迎申上げ殿下には陸軍大將の軍服にて各種の勳章を胸間に輝かせ玉ひ肅々と玉歩を進ませられ出迎人一同へ一々舉手御會釋あらせられ石橋知事の御先導にてプラットボームを出でさせ給ひ驛内三等室西側に整列奉迎せし日本赤十字社特別社員へ御會釋あらせられ給ふ斯くて豫て驛前に牽き參らせし軍馬に御跨らせ給ひ御供の人を隨へさせられ玉容勇ましく内庫所へ向せられたり

御沿道の奉迎 御沿道なる唐人町入口には堀之内大尉の指揮する一中隊の儀仗兵、神宮司中尉指揮の一小隊の儀仗兵及千代松少佐指揮の第三大隊は青柳旅館を右翼として堵列し殿下御通過に際し將官に對する『海行かば』の喇叭を吹奏し在郷軍人分會及學校生徒は道路の兩側に整列し一般人民は其後方に堵列して何れも御奉迎申上げたるが殿下の英武と德風とを欽仰し萬腔の熱誠を捧げ御奉迎の誠意を表したることゝて殿下には一々御答禮あらせられつゝ唐人町より縣廳通りに出でさせられ物産陳列館前より御左折御指定の内庫所へ入らせ給ふ

殿下の御動靜 斯くて御着遊ばされたる殿下は表玄關に於て前記直繩君並に鍋島家を扶其他の出迎を受けさせられ一旦御居間に入らせられたる後大廣間に御出座第五十五聯隊長長堀均大佐以下上長官一同の伺候式に次で石橋知事、西野裁判所長、稻澤檢事正の事務成績申告式あり終つて高等文官並に有位有勳者に拜謁を賜ひ御晝食の後午後二時御出門德永署長、騎馬憲兵の先驅にて御附武官、直繩君、石橋知事、岸本内務部長、二木警察部長、西野裁判所長、稻澤檢事正、扈從申上げ御順路を北堀端に市役所前より御左折佐賀中學校に向はせられたるが門前兩側に於て生徒一同及玄

◎子爵の日東子爵は紹大の事皆な日東に記録せられ其遺言の如きも日乗に思ふがまゝを記載もありて何人に讀ましむるも可なり
示すも何等疚しき所無き公の平生を見るべきにあらずや
◎子爵の靈牌 公の靈牌は書齋に安置せられ公の遺言に基き一年
間は其儘にして他に遷されざる筈なりと聞く公が其生存中に於て
語られたるは余が死せば一年間は書齋に靈牌を安置し知人の來り
て香を焼く者あらば必ず拒むこそ勿れ是れ余を思ひ呉れる人なれ
ば余は喜んで之を享くべく余は靈魂不滅説を取る者なればなりと
然れば中陰も過ぎなば何人にも靈牌の燒香を許さるゝ云へり
附言、公は麟閣の名臣たれば公の記傳は正史に傳ふるあらんも
余が二三の見聞を記載するは公の知遇に感激して然るのみ
● 横尾少佐へ祭粢料 故陸軍歩兵少佐横尾平氏祭粢料として鍋島侯爵家より金五十圓を又陸軍大學校高等官一同より香典として金百圓を孰れも故少佐嚴父卯八氏宛寄贈し來りたり
● 閑院大將宮殿下御來佐 (玉顔麗はしく内庫所に入らせ
給ふ) 陸軍大將大勳位功二級閑院宮載仁親王殿下には第二特命檢
閏使の御重任を帶びさせ給ひ五月二十九日久留米御發午前十時三
十七分の下り特別列車にて屬員陸軍少將福田雅太郎、砲兵大佐石
丸眞臣、同歩兵大佐長坂研介、同騎兵大佐中島操外七將校並に當
地より御出迎の石橋本縣知事、二木警察部長を隨へさせられ佐賀
驛に着かせ給ひ德承佐賀驛長は直に車扉を排して御案内申上げ殿
下ば玉顔麗はしくプラットホームに下りさせ給ふ是より先きプラ
ットホームには豫れて來佐ありし鍋島侯爵家名代直繩君、堀内大

村旅團長、岸本內務部長、西野地方裁判所長、稻澤檢事正、長谷助役、大黒、白井の好生館正副館長、古賀伊丹の兩銀行頭取、縣會議員、在郷陸海軍の將校、各村長、市參事會員、愛國婦人會員、新聞記者等貳百餘名御出迎申上げ殿下には陸軍大將の軍服にて各種の勳章を胸間に輝かせ玉ひ肅々と玉歩を進ませられ出迎人一同へ一々舉手御會釋あらせられ石橋知事の御先導にてプラットボームを出でさせ給ひ驛内三等室西側に整列奉迎せし日本赤十字社特別社員へ御會釋あらせられ給ふ斯くて豫て驛前に牽き參らせし軍馬に御跨らせ給ひ御供の人を隨へさせられ玉容勇ましく内庫所へ向せられたり

御沿道の奉迎 御沿道なる唐人町入口には堀之内大尉の指揮する一中隊の儀仗兵、神宮司中尉指揮の一小隊の儀仗兵及千代松少佐指揮の第三大隊は青柳旅館を右翼として堵列し殿下御通過に際し將官に對する『海行かば』の喇叭を吹奏し在郷軍人分會及學校生徒は道路の兩側に整列し一般人民は其後方に堵列して何れも御奉迎申上げたるが殿下の英武と德風とを欽仰し萬腔の熱誠を捧げ御奉迎の誠意を表したることゝて殿下には一々御答禮あらせられつゝ唐人町より縣廳通りに出でさせられ物産陳列館前より御左折御指定の内庫所へ入らせ給ふ

殿下の御動靜 斯くて御着遊ばされたる殿下は表玄關に於て前記直繩君並に鍋島家を扶其他の出迎を受けさせられ一旦御居間に入らせられたる後大廣間に御出座第五十五聯隊長長堀均大佐以下上長官一同の伺候式に次で石橋知事、西野裁判所長、稻澤檢事正の事務成績申告式あり終つて高等文官並に有位有勳者に拜謁を賜ひ御晝食の後午後二時御出門德永署長、騎馬憲兵の先驅にて御附武官、直繩君、石橋知事、岸本内務部長、二木警察部長、西野裁判所長、稻澤檢事正、扈從申上げ御順路を北堀端に市役所前より御左折佐賀中學校に向はせられたるが門前兩側に於て生徒一同及玄

婦人會員等各盛裝を凝して御奉送せりやがて定時となるや徳永佐

賀警察署長の御先導に騎馬の二憲兵駆ひて先驅を承り殿下には愛馬に跨り玉顔麗しく中島御附武官福田少將其他の屬員を隨へさせられ御出門沿道の奉送者に一々舉手會釋を給て着驛あらせられ驛長室に休憩徳永驛長の御案内にてプラットホームに出堵列せる各

奉送人に舉手の禮を施しつゝ御乗車鍋島侯御名代直繩君及家扶中野致明翁を特に引見御挨拶ありて御出發ありたるが橋知事二木警察部長は早岐まで野口佐賀市長は武雄驛まで見送る爲御隨行申上げたり

●御買上品

閑院宮殿下には實業御獎勵の思召にて物産陳列館に陳列せる物品中より左記の通り御買上の光榮を賜はりたり

一、獅子置物(唐津產)壹個

二、コーヒーフ(十二個)一揃

西松浦郡有田町 香蘭合名會社製

邸内蓬來園に於て中秋明月會を催す詩人としては芳川伯、杉浦重剛、小牧昌業、日下寛、寺尾博士、歌人としては鍋島侯、柳原伯、津輕伯、峰須賀侯、大口鶴二、池邊義象、坂正臣の諸氏を筆頭に集る者五十餘名、歌に『月夜懷舊』詩に『月下懷人』を課す、池に臨める詠歸亭の床間には岸駒の『月と波』の軸を掛け茶室には片桐岩點じ東儀民四郎筆を豈か秋切々と題し江藤南白

翁に就て慷慨悲憤の語氣を以て

諸君諸君が苦むす佐賀城附近を逍遙せらるゝ時彼の城壁の彈痕

はそもそも諸君の胸に何を印するものぞ又諸君が招魂社前に佇まれし時彼の石碑は諸君に何を囁くものぞ鄉黨の偉人を慕ふ時は皆人の天性なり彼の長州人が吉田松陰先生を慕ふが如く將薩摩隼人が西郷南州先生を尊ぶ如く予は我佐賀幾多の偉人先哲を慕ふ而して特に南白江藤新平先生を慕ふや切なり予は先生に對する世人の誤解を聞く毎に予が先生を憶ふ情は更に一層其深きを増すものなり彼死して既に四拾有餘年而も世人の先生に對する毀譽褒貶は尙未だ定まらず

と前提を掲げ更に論歩一轉

嘗て浮田博士の近世政治史の講義を聞けり博士は英國革命を論じカリバーグロムウエルを評して曰く「彼死して已に二百數十年然るにギゾーは彼を目して惡漢と呼びヒュームは彼を評して奸雄となす反之カーライルは彼を崇拜して英雄と云へり毀譽褒貶の定まらざる是人物の爾く大なるを示すものなり」と博士の此言移して以て我南白先生を最もよく批評せるに非ざるかと思ふと論じ

功績の偉大なるは司法權の確立と民選議院設立の建白とには非ざるか諸君も知る如く先生の半生は眞に偉勳赫灼たるものなりき總督府の離輶に參じ幕府討滅を容易ならしめたるも東北の鎮定を速ならしむる爲遷都を力説せしも彼南白先生なりき乍併特に彼の明治五年司法卿となるや恰も快刀亂麻を斷つ夫の如く一大英断を以て司法省の改革を断行し歐米の新思潮を輸して改定律令の制定となり又學者を聘して顧問となし數多の法典の起草に着手

秋』と詠じ鍋島侯は

古にかはらぬ月の影見つゝ

さきにし君をしのぶ夜半かな

を得たり夕に及んで池邊の食堂に入り月に對して杯を擧げ散じたるは九時頃なりきと

●第八回佐賀縣學生大會記事

諒闇再び來りて昨夏此舉なく詠闇明けて茲に第八回を縁故床しき鹿島に擧げむとするに當り圖らずも舊藩主子爵鍋島直彬公の薨去に遭ふ吾人の悲痛大なると共に又双手を失ひたる感ありきされど子爵の御遺志にふり五十日祭を終らせられたる八月八日を以て故子爵追悼の意を兼ね其舊領地鹿島に於て開くに決す當日の會場は鹿城の名残を留むる鹿島中學校綠陰濃かにして紫洋を瞰下し氣氛縹渺

筑の峰巒を望む前々日以來の天候陰曇は甚幹部の意氣を損ぜしとするにもあらざりき鹿島子爵家を始め有志諸賢の同情と援助とは十數日以來幹事委員一同の奔走と相俟ちて準備は遺憾なく整ひ式場餘興場競技場來賓室等も夫々設けられ校門には大國旗を交叉し式場正面の演壇には故子爵鍋島直彬公の寫真を安置し前に松に黃金色の草花をあしらひたる生花を備へ左右兩側を來賓席に充て場内の四周に掲げたる幾多佐賀の先輩其他の扁額及寫真は何となく場内を壓し敬慶の念を起さしめたり會員は午前八時頃より續々會場に押し寄せ定刻九時半煙火三發を合圖に一同式場に入るや接待係の案内により子爵鍋島直彬様を始め堀内廿三旅團長、井原代議士、岸本内務部長、原田藤津郡長、岡理事官、副島大佐、竹下聯隊區司令官、伊東祐毅、糸山規、森山師範長、千佐佐申校長、高田下村の諸學士及各新聞記者等百餘名の來賓着席す時に九時五十分東京帝大文科大學岩永隣一氏間會の辭を述べ來賓諸賢及學生諸君多數の出席を謝し降壇同

せり而して卓見なる南白先生は民權擁護の爲には必ずや司法權の獨立を要となし遂に裁判所の新設とはなれりき司法卿南白先生の猶介不羈の意氣は明に法の權威を天下に示し一切の情實を排して法の前には何等の權威も認めざりき富貴も淫する能ばず威武も屈する能はざる大丈夫なりき諸君彼の尾去澤事件に時の大藏卿井上馨をして屈服せしめたるも又彼の山城屋事件に於て時の陸軍卿山縣有朋をして後に啓若たらしめたるも實に南白先生には非りしか

と先生の功績先生の氣概を論じ

吾人は思はざるべからず先年江藤氏表彰の議賛成者多きに拘らず内閣にて擢選になりし原因はそもそも何處にあるか之に異議を挿するが如し予は頃君と共に伊藤公の功を認め疑はず併し之のみ歸するは果して正當なりや朝に雄禽の時を報ずるや雌鷄の教を受く南白先生の民選議院の建白は纏て是我が國々會開設の元老はそもそも誰ぞ又世人は我國々會開設の功を伊藤公のみ歸するが如し予は頃君と共に伊藤公の功を認め疑はず併し之のみ歸するは果して正當なりや朝に雄禽の時を報ずるや雌鷄の功を受く南白先生は民選議院の建白は纏て是我が國々會開設の曙光の第一歩に非ずして何ぞや即彼の功績の主なるは民選擁護の保證たる司法權の獨立と國會開設の建白にありき

諸君も知る如く近世政治上の一大特徴は立憲政體なり立憲政體の本義はモンテスキューの所謂三權分立にあり此の意味に於て

然るに社會は盲目なり予は先生に對する世人の批評を聞くに忍び果して南白先生は奸雄なりし、徹頭徹尾憂國の快男兒南白

江藤新平其の人の本意は征韓憂國の兩難を率ひて征韓の輿論を喚起し政府の猛省を促すにありき然るに風聲鶯聲にも驚く時

縣令岩村高俊は針小棒大に政府に報告し熊本鎮臺六百の兵は遂に動きしなり諸君風船玉を壓すれば必ずや破裂せざるを得ず露

雜 報

西亞のアーネキストは壓迫すればする程其の勢を増すに非るや
此の政府の高壓手段に對し佐賀葉隱の快男兒胸中に燃ゆる炎々
たる燐が何れにか其出口を見出すは是理の當然にあらずや此如
して佐賀兵亂は勃發せしなり

さ先生の冤名を解き
予は尙に先生の意を明にする爲先生自ら筆を取られし檄文の大
要を述べむ「朝鮮我が國書を退け我が國使を辱む其の暴慢無禮
實に言ふに忍びず上は聖上の爲下は億兆のため敢て萬死を顧み
す誓て此の大恥を雪がむとするは是人民の義務にして國家の大
事而して人々自ら奮起する所以なり然るに政府は我に兵を以て
す勢遂に此處に至る」さ先生の本意然るに政府は英國革命の大
惨劇を以てクロムコルの罪となすは餘りに慘酷にあらざる
佐賀兵亂勃發の直接原因は熊本鎮臺の移動による戦争煽動の責
任は江藤先生其の人よりも寧ろ政府當局者に非るか如斯彼の本
意ならざりし佐賀兵亂は彼の政敵大久保伊藤の私怨を晴らす好
機會とはなれり嘗て部下たりし河野敏鎌によりて罪名を負ひ
刑場の露とさえし憂國慷慨家の胸中は如何なりしか思つて此處
に到れば予は此の誤られたる國士の爲辯じたる次第
併せて社會の盲目を呪はざるを得ざるなり

さ熱辯を以て論じ去り論じ來り
予は是に繰返すべし諸君佐賀城壁の彈痕は吾人の胸に何を印し
招魂社畔の石碑は吾人の耳に何を囁くか

と語氣を強うして
吾人後輩は彼の殘せる憲政の爲努力し而して彼の功業ミ彼の赤
誠ミを天下に喧傳せざるべからず

さ轍達して論を結び斯く論じて誤されたる國士の爲辯じたる次第
なりさて演説手を浴びて降壇
次で東京帝大農科大學生日口順一君は「日支交渉を論じて大和
民族の發展を想ふ」ニ題し

其要領に曰く

土地には張りあり人口は賤々として増加す、生存競争は益盛に
ならざるを得ず帝國主義の潮流は世界に漲れり。現下の歐州大
戰亂はその極點に達せるものならずや。

我日本が日本民族の發展を東洋の平和この世界の大勢
に乘じ盡策せしもの之日支交渉なり。而して我國の獲得せる利
權少しませす。

然りこ雖之唯紙片のみ權利たるもの。我國人は更に之を實現せ
ざるべからず。故に努力奮闘せざるべからず。

起たずや 諸君 起ちて日本民族を彌榮に發展せしめんかな。

さ幹事東京帝大工科大學生中村經夫氏、は鍋島侯爵鍋島直虎子其他

(別項)の祝電を披露し終て鍋島直繩子祝辭を朗讀せられ理事官同

政雄氏は石橋知事の祝辭を代讀し次で幹事東京帝大農科大學生橋

村博氏副島伯爵の祝辭を代讀して司會者席に着く

鍋島子爵祝辭

本日我が鹿島ニ於テ第八回佐賀縣學生大會ナ開クニ當リ茲ニ一

堂ニ相會シ談笑ノ間互ニ交情ヲ温ムルナ得ルハ直繩ノ大ニ欣幸

トスル所ナリ

擣キニ本會ノ組織セラル、ヤ先考直彬亦タ大ニ其ノ舉ナ贊シ爾

來諸君ニ對シ期待スル所深且大ナリシハ諸君ノ胸臆ニ存スル所

ナルベシ然ルニ今即チ亡シ不肖直繩敢テ爵ナ襲キ淺學寡聞且世

故ニ熟セズ固ヨリ諸君ヲ裨益スル所ノモノアルナキナ懸ヅルト

雖モ幸ニ諸君ノ直繩ナ見ル猶ホ先人ニ於ケルガ如キモノアラバ

音ニ直繩ノ幸慶ノミナラズ先人モ亦タ應サニ地下ニ感喜スベシ

今ヤ内外多事ノ秋ニ當リ益我縣固有ノ元氣ヲ振作シ進ンテ國光

ノ宣揚ニ努ムルノ堅要ナルヲ感スルヤ切ナリ直繩諸君ト共ニ愈

々砥礪以テ忠貞ノ節ヲ效シ先人ノ遺志ヲ成サンコトモ庶幾フ聊

カ所惑チ陳ツ以テ祝辭ニ代フト云爾

考察シ實業ニ科學ニ教育ニ各般事物ニ訓練治ヲ經サルヘカ

ハ果シテ何人ノ責務ナルヤ此ノ二點ニ同郷學生諸子

ニ望マント欲スルアリ過去二大戰役ノ後ナ承テ帝國ノ地位

ハ世間ニ發揚スル所アリシト雖モ之ヲ外交上經濟上ノ眞價ニ顧

ミレハ未タ歐米ノ強國ニ比肩シテ遙ニ遜色アルヲ免カレサルモ

ノ蓋シ各方面ノ事物人物ニ於テ眞面目ノ研究ヲ缺クコト其最大

原因ナリト信ス之一ハ國民性ノ然ラシムル所ナルヘシト雖モ實

ハ痛切ニ深刻ニ世界競爭ノ渦中ニ練磨チ經サルニ職由スト謂フ

ヘシ這回ノ世界的戰爭ハ實ニ一大教訓ナ我國ニ興ヘツ、アルコ

トナレハ吾人ハ此好機ヲ逸セス十二分ニ列強ノ興廢強弱ノ述ナ

ハキヤ而シテ帝國ノ新ナル地位ヲ充分ニ世界的ニ發揚フルコト

ハ果シテ何人ノ責務ナルヤ此ノ二點ニ同郷學生諸子

テ知見ヲ交換シ志操ヲ鍊磨シ以テ各自ノ修養ニ資スル所アラム
トスルハ深ク本官ノ欣フ處ナリ惟ニ方今我國運張張ニ伴ヒ
國事愈多端國家人材ヲ要フル益々急ナルアリ諸氏ヤ年少氣銳前
途ノ多望ナルト共ニ其ノ國家ニ貢フ責任亦重大ナルモノアリ諸
氏深ク思ナ茲ニ致シ現時ノ學生漸ク奢侈柔弱ノ風潮アルニ鑑ミ
宜シク學業剛健ノ氣風ト堅忍不拔ノ精神トモ養ヒ益々研鑽ヲ加
へ修養ヲ積ミ以テ意專心各其ノ志ス所ニ向テ勇往邁進シ各自
初志ヲ貫徹スルト共ニ國家有用ノ材タルヲ期セラレン事ヲ切ニ
望ム所ナリ茲ニ本會ノ開催ニ際シ聊カ所感ヲ述ヘテ祝辭トス
大正四年八月八日 佐賀縣知事正五位勲四等 石橋 和
遞信省通信局長田中次郎氏祝辭
世界戰局ノ終了ニ當リ帝國ノ外交上經濟上如何ナル結果ヲ齎ス

論說

雜報

然チ樂ミ郷黨ノ間ニ旺盛ナル元氣チ鼓吹スルハ人生ノ一大快事
タリ何チ苦シムテ才能ナキ資力ナキモノ力都會中心ニ彷徨ス
ルチ要センヤ是予カ年來ノ切實ニ地方人士ニ説ク所ノ一タリ諸
子幸ニ予ノ一説トシテ聽力レンコトナ望ム次ニ青年ハ元氣ト
身體ノ練磨チ最モ心懸クヘキコト、シテ推奨セントス元
氣トハ濱瀬ノ氣宇浩然ノ氣慨正チ踏シテ懼レサルノ勇氣忠勇ノ
精神仁俠ノ氣風此ノ如キモノヲ總稱セムトス此等ノ氣風ハ
青年學生ノ最モ互ニ砥礪砌磋スルニ妙味アルモノナリ又身體ノ
壯健ハ個人生存ノ要件タルト同時ニ一家ノ基礎トリナ一國
強兵ノ本トナリ各般ノ生産活動中樞ナリ天行健ニシテ自彊不
息ト云フコト天ノ運行ノ常住健在ニシテ晝夜風雨宜チ得幾萬年
自彊ニシテ終熄スルナキ云フヘシ國民生活ノ根源亦實ニ身體
ノ壯健ニ在リ一國ノ興廢實ニ此點ニ係ル日常ノ座臥進退常ニ腹
力膽力ノ鍛練ヲ經テ心膽ヲ練リ以テ體育ノ本分ヲ忘ルナカラ
シコトナ切望ス此ノ如ク身體ノ強健ヲ圖リ研鑽ノ眞面目ヲ充
分ニ發揮シ得テ始メテ帝國ノ隆興ヲ期シ得ヘシ而シテ同郷青
年ノ士力率先廣ク能ク以上ノ精神ヲ貫徹シテ範ナ東西ニ示シテ
帝國青年ノ中心タランコトハ啻ニ予一人ノミノ翹望ナランヤ
祝電

本日の大會を祝す 侯爵 鍋島直大

大會を祝す 子爵 鍋島直虎

大會を祝し發展を望む 肥前協會々長伯爵 大隈重信

大會を祝す 伯爵 大木遠吉

第八回大會を祝す 宮内大臣男爵 波多野敬直

本會の盛會を祝す 遅信大臣 武富時敏

第八回大會を祝し併せて本會の趣旨を益發揮せられんことを冀ふ 前北海道長官 中村純九郎

本日の盛會を祝し尙將來の發展を祈る

岡山縣兒島商船學校長海軍大佐	下村亮太郎
佐賀市長	野口能毅
御盛會を祝す	早稻田大學講師 文學士
盛會を祝す	東京 醫學士
遙に貴會の隆盛を祈る	白川彌源太
盛會を祝す	田中鐵三郎
同	東京高田商會 工學士
同	高知縣理事官 法學士
同	遞信省 法學士
同	伊豫 法學士
同	佐賀 醫學士
同	東筑中學校 文學士
同	豊橋 法學士
三重縣廳	深生千水 松中野
東京	住野川 繁邦
東京	中田勇
佐賀	瀨川雄
大隅	松山一
東京	中田正
相知	伊南祐定
在東京學生大會幹事	浦信作
東京	東信
第七回學生大會幹事	谷久安
向	内谷薰
大次郎	板久安
佐賀鄉友青年會	鹿中教頭
東京	野村一
東京帝國大學佐賀學友會	真崎寛三郎
次に曩に本會幹事として盡瘁せられ或は夕闇生を以て文壇に名を	輝樹
茲に於て司會者は歩兵第廿三旅團長堀内少將を紹介す少將は「歐洲大戰ニ學生大會」ニ題し歐洲大戰より説き起し澎湃として帝國を襲ふ怒濤は一に之れ不言實行の精神に依り消滅すべしと論じ、	憲信

馬せたる佐賀、其の演説は「中等學生に望む」と題し別項所載の如き演説をなせり。記者は久潤に氏の熱烈の語調に接し其昔榮城會の演壇上學生を鞭撻せられし當時を追想せり。次で俊才の聞え高き京都帝大講師文學士高田保馬氏は司會者に麾かれて登壇「人物產地としての佐賀」と題し別項所載の如き快辯を揮はる次に肥前協會を代表し特に東京より歸郷せられたる辯護士絲山貞規氏は「勇敢」の題下に肥前協會長大隈伯爵の言傳ありて數十分に亘る演説をなし岸本内務部長は「中等學生に望む」と題し。

諸君諸君が廿餘年の生涯は我帝國の隆運比なき時代なりき其の進歩や實に旭日天に冲する勢なり顧みれば嘉永六年米國の水師

に一大覺醒を與へし以來幕府の腐化に至り墮て遂に藩主高
價なる志士の熱血を以て七百年の封建政治を一朝に紛碎せり
と脣頭に述べ五十年間に前ける帝國國運の向上を論じ
然らば總ての問題は此驚嘆すべき發展の前に樂觀を許すべきか
斷定は的確なる實證の上に立たざるべからず吾人は安價なる斷
定を避けむが爲に最冷靜に國情を研究せざるべからず
と論じ陸海軍の精銳なるを説き
武道的精神の力開闢以來の忠君愛國の熱情を經てし緯てし築
き上げたる列國の及ばざる處なるも翻て考ふるに一面の要素に
て大なる決勝あり

諸君が帝國の經濟狀態を知悉理解する時に於て心平なるを得るか日本國民には武士的精神性充實せり併し遺憾ながら封建の餘弊商工等を蔑視する固陋なる風習殘れるを見逃すを得ず爲に産業振はず

雜報

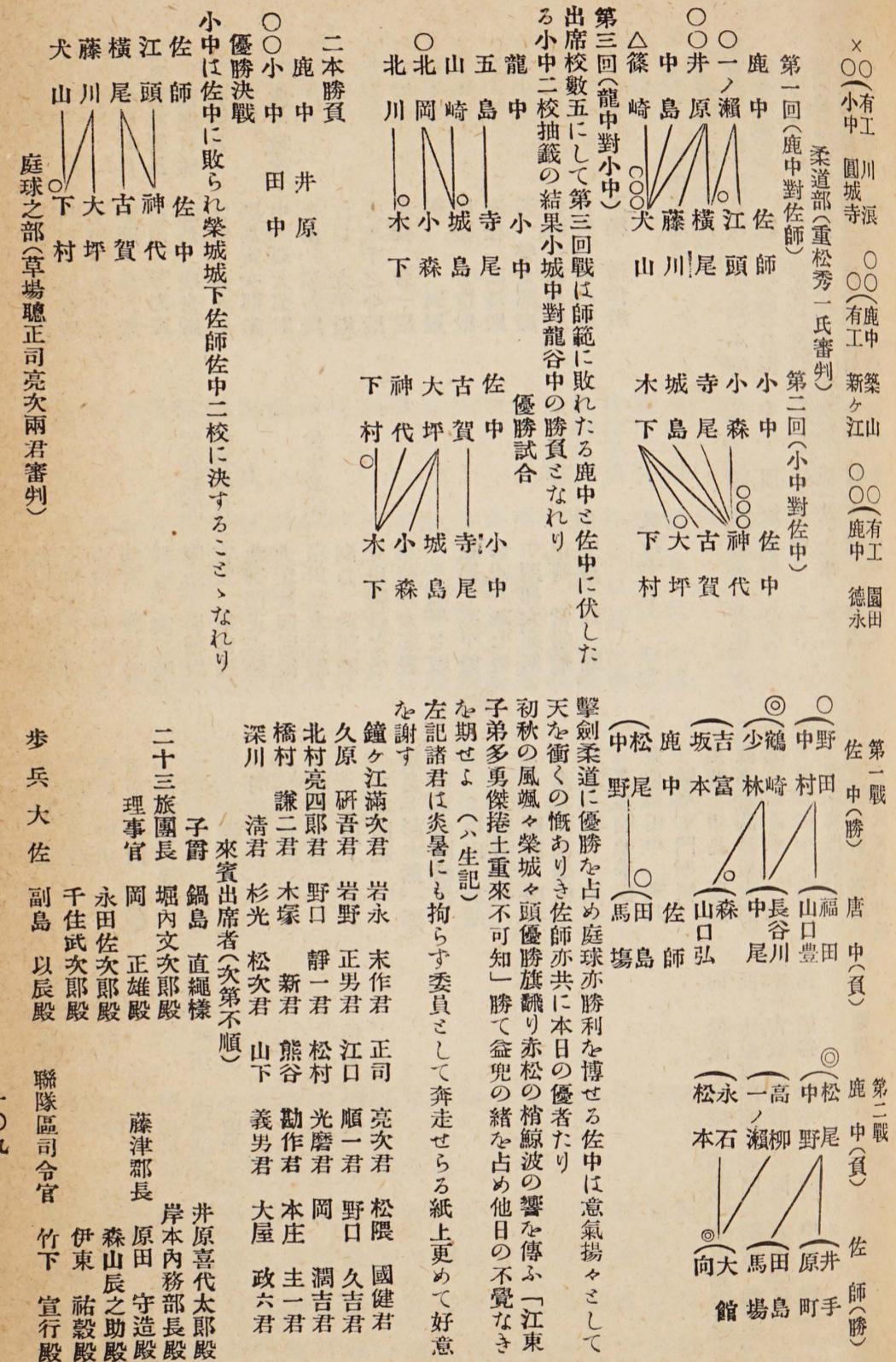
青年會

一〇七

一〇七

論說

し又本學生大會が同會の事業なる事及び目下久米博士の講演を催せる談話會も亦今後の事業なる事等を述べ終に佐賀圖書館の分館設立に就て盡力を乞ふ旨を宣せられて降壇井原代議士の「直彬公」竹下佐賀聯隊區司令官の「學生の體格」さは時間の都合上中止せられたるは甚遺憾なりき茲に於て幹事東京帝大醫科大學生岡本糺氏は閉會を宣し午後の大會次第に就て注意を與へらるゝ所あり時に午後一時過ぐる數分來賓には朝の休憩室を食堂に充て、質素なる折詰を饗し會員は食券引換に菓子辨當及子爵家より一同に寄贈せられたる絹堂(直彬公)遺稿抄錄一部宛を配附せられ各自運動場に四散す午後二時頃同玄關前に集り幹事引率の下に打揃うて古枝村普明寺なる故子爵の墓所に參拜し且大會の狀況を報告する所あり直繩子には玄關に出迎へられ來賓學生を招ぜらる茲に於て僧侶の讀經諸員の燒香あり終て暫時休憩の後再び會場に集合し午後三時半より道場に於ては擊劍柔道庭球試合を開始し別項所載の如く壯觀を極めしが庭球は大雨の爲不幸中止せしな以て直に餘興に移る歸郷を機こし奮て來會せる大日本士道會の犬塚士道氏の幼年劍舞及佐賀に於て名聲噴々たる横山氏の薩摩琵琶等何れも壯絶快絶を極めたり終て午後八時より中正閣に於て晚餐會あり幹事法科大學生今泉佐八氏の簡単なる挨拶ありて酒數行驟雨霽れて涼氣堂に満つる處歡談快語時を移し或は琵琶劍舞の餘興に歡を盡し九時を過ぐる頃和氣藪々裡に散會を告げ此の日の盛會を終れり尙本日の優勝に意氣軒昂なる佐賀中學の生徒數十名は寄宿舎に於て夜會散會後慰勞の爲訪問せる下村文學士外同中學出身先輩と共に深更まで快談に時を移し活氣横溢せり



雜

報

同同同同同同鹿橘同武龍錦同同須同北同同南同六同福佐小蓮留
島村雄王江古有明角治富志田池
吉梅山織副梅筒田田川高鐘副稻川川小森正黑大串草場中村
田崎島崎井崎代崎尾江愛平正三郎殿太郎殿道殿
梅長次常簡亥吉靜元八宇吉殿六殿
太郎殿一郎殿三郎殿六殿
郎殿一郎殿一郎殿六殿
郎殿一郎殿藏殿六殿

雜

報

同同同鹿橋同同武錦司須北同南福福大小千蓮神同同同同同同佐
有 有
島村 雄江 古明 明治富町田歲池埼 賀
熊伊梅齊野山宮增冲深光川正木吉久大關兵橫橫深伊伊太石西黑福
谷東崎藤田原田田川吉寶下忠佐伊勝儀一次尾彦丹田井田小太郎慶四
久嘉繁運忠喜光重俊定國伊勝儀一次尾茂佐伊勝儀一次尾彦丹田井田小太郎慶四
一郎殿馬殿長殿一殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿

雜

報

武同同同同同錦六須同福福同佐同小北境城婦同同同同同同同
留有
雄江角古治富志田明野田川

雜

報

西松浦松浦村賀佐同東大同同伊有西同同唐吉東鹽久同同能同同同同大同多八
山萬里田津萬唐嬉古見浦良才
大街藤島谷重寧
西內中岩野千松尾廣吉殿留守
岡山野竹代松船道助殿太殿
道政太殿松船四殿
說微殿吉殿

青年會

雜報

同伊同有鬼西呼同同唐同同同同同同同同同同同同吉同西
萬唐嬉
里田塚津子津田野

朝永岡石田藤原朝永
忠吉貞嘉寄三智賢嘉
太郎殿曉殿六郎殿市殿次郎殿吉殿喜郎殿源海殿六殿
殿次郎殿信殿司殿殿次郎殿道殿殿次郎殿衛殿郎殿次郎殿

一金五百圓也	一金五拾錢
一金四拾貳圓六拾八錢也	一金五拾錢
(禮狀丁 毛含ム)	
一金拾八圓七拾八錢也	一金五拾錢
一金參拾五圓七拾八錢也	一金五拾錢
支 出 之 部	
總計金九百七拾參圓五拾四錢也	一金五拾錢
一金五百圓也	一金五拾錢
一金四拾貳圓七拾八錢也	一金五拾錢
一金七拾七圓八拾貳錢也	一金五拾錢
一金百四拾九圓也	一金五拾錢

大會會員六百人，五諸文幹事會晝晚事。

寄附金總
貲會費總
銀行當座預金利
新 聞 廣 告
印 刷
通 信 郵 送
房 具 類
委 員 活 動
共 辦 當 折 註

代費代料費料
額子額利

二
三

一一七

雜報

同七同同同同同同八同同同古同鹿同同同同同鹿同東同橘武
本島川浦木枝村島登村雄

神宮（三國屋）殿
多 久 島 嘉 八 殿
野 田 運 八 殿
原 田 種 喜 殿
釤 町 乙 一 郎 殿
中 木 福 太 郎 殿
相 木 良 賴 郎 殿
小 池 作 一 郎 殿
川 崎 新 三 殿
宮 崎 荣 藏 殿
幸 尾 林 太 郎 殿
梅 崎 季 禮 殿
鉈 木 爲 之 助 殿
鈴 木 道 元 殿
溪 犬 郎 殿
中 中 郎 殿
大 太 郎 殿
乘 德 葵 殿
田 太 郎 殿
原 伸 讓 殿
西 卵 太 郎 殿
和 丑 廉 殿
野 四 孝 殿
川 田 中 榮 殿
惣 島 正 殿
惣 谷 秀 殿
惣 松 正 殿
惣 之 健 殿
伯 川 口 健 殿
和 三 正 殿
原 久 次 殿
西 殿 次 殿
治 殿 陰 殿
三 殿 義 殿
助 殿 郎 殿
和 殿 郎 殿
久 殿 郎 殿

一
一
六

同西同東五同同鹽同久同同同能同同同能大同同同多同七
嬉 嬉 丁 古 古
野 野 田 門 門 舊 舊
同 同 同 同 同 同 同

井宮末並一甲毛森杉光西江江久田上田馬高向井納相黑綿境日北土
手崎永木斐利光武口布中村場卯田井富浦屋影村井德利太郎殿
鹿新叔莊瀬芳曾三茂次九太兼次音辰太傳國鐵一殿誠殿
吉殿八殿郎殿次殿造殿郎殿一殿作殿郎殿磨殿郎殿吉殿
吉殿

一金參拾八圓參拾錢也
一金拾圓也
一金拾圓也
一金拾六圓五拾錢也
一金拾八圓也
一金拾五圓五錢也
一金四拾五圓拾四錢也
一金拾圓也
一金拾貳圓九拾參錢也
一金八圓五拾錢也
一金四圓九拾錢也
一金壹圓五拾錢也
一金貳圓八拾五錢也
一金貳圓拾錢也
一金壹圓六拾九錢也
一金貳拾七圓七拾五錢也
一金拾九圓貳拾錢也
一金拾七圓五拾參錢也
總計金六百參拾八圓八拾錢也
差引殘金參百參拾四圓七拾四錢也

右之通相違無之候也

會計監督	鹿島本部及夜間電燈料
藝人宿	寄宿金賄人夫手當及食
費用補助關係者慰勞費	小使女中手當
雜手旅費	煙火七發打揚費
メタル及送料	晚餐會場使用料
	鹿島本部宿食料
	會場設備費(テニスボール)
	琵琶師劍舞師謝禮(旅費)
	佐賀本部宿食料
	鹿島本部宿食料

より園遊會開催せらる、來會者は伊國大使ヶ井ツチヨリ公、大隈首川夫妻、波多野宮相、松方侯夫人を始め伯子男爵其他朝野の貴賢紳士淑女七百餘名來會、侯夫妻、令姉健子、令嗣直映氏始め接伴員の迎接を受け庭園を逍遙し餘興は(杵屋六左衛門の長唄、丸の太神樂、荒木寛幽一派の畫伯の席書)あり、庭園には十餘軒各種模擬店を出し當日は明治二十五年天皇陛下(明治天皇)の行幸あらせられし紀念日に相當し特に一層の悦びに満ち參集の來賓和氣蔼々たるものあり午後五時食堂を展き立食の饗應あり侯の挨拶に次いで大隈、土方伯の謝辭、萬歳を三唱し薄暮散會す當日記念さし侯夫妻令姉合作の絹地扇面に左の歌を記されしな來賓に配贈せり

鍋島直大候

おさかづきたまはるまでにおひにけり
三ツのみふにもつかへまつりて

松平健子

おひがみもうれしなみだをこぼしけり
うちこのひさにといはれてためしなき

鍋島榮子夫人

世ざごもにといはれてためしなき

いへのほまれなますがうれしき

尙當日來賓中の重なる人々の姓名左の如し

大隈首相、波多野宮相、武富遞相、河野農相、松方侯爵夫人、

細川護立侯、同夫人、前田侯爵夫人、同母堂則子、伊達宗陳、

黒田長成、松平康莊各侯爵、土方久元、正親町實正、大木遠吉

輝山資紀、吉井幸藏、小笠原長幹、副島道正、柳澤保惠、萬里

小路通房各伯爵、花房、曾我、藤波、清浦、伊集院、三島等各

子爵、瀧澤、武井、高木、肝付、後藤、有地、小澤等各男爵、

池田幸子、下田歌子、鳩山春子、入澤當子諸氏其他紳士淑女七百餘名

御大典共進會

今秋御舉行の御即位御大典には奉祝の誠意を表する爲め本縣に於ては共進會開催の議あり其内協議とし

て石橋知事、岸本内務部長福地商工課長、野口市長、中野商業會議會頭、田上、伊丹、福田、太田の各評議員諸氏及木下書記長を綱羅せり

會合熟議する所ありしが縣當局にありては豫算の許す限り規模を

擴大にして普通の共進會と其選を異にし書畫、古器物は勿論教育、

衛生等の各展覽會を開催し出来得べくんば水族館を開館する

学校長を東京に派遣せしに氏は先づ副島、大木兩伯家等に藏せらるゝ肥前縁故の珍什

を乞ふて陳列せんとして會長の石橋本縣知事は特に會員千住佐賀中

園内一帶及西部空地をも借用する豫定なるが開期は廿日間位にて

御大典前後に亘り開催す可しと云ふ

遺墨と遺愛

来る十一月御大典記念佐賀縣共進會開催と共に教育品展覽會を開かるゝに當り之れが参考として鍋島侯爵家を

は今や閑叟公銅像園の中に在りと雖も後世年所を経るに隨ひ遂に

其舊跡を知る可らざるゝ事渺少ならざるを信す而して是れ又先輩を尊

育に致し藩中の子弟が提撕せし爲め奎連彬々學問の淵藪となり藩

校弘道館は天下三弘道館の隨一と稱せらるゝに至れり王政維新前

の雄藩として列侯に仰望せられたり是れ藩祖日峰公以來武備を整

め其文事を修め忠勇義烈の風尚を養成し以て之を事實上に活用し

て其文事に基かずんばあらず殊に文化天保の間明主續出し最も力を教

を劃し收容する學生は常に六百人の多きに達し佐賀藩校の制度茲

より盛んなる賀宴を開かれたる答禮の意味にて七月九日午後三時

●弘道館記念碑 日本三弘道館の一たる佐賀北端の弘道館は始め寶永間鬼丸に學問所を設け降て天明年間之を松原に移し天保十一年更に北端に移して經營に達り年内、外生の寮を起さんと大侯(古稀)夫人榮子刀自(還暦)令姉松平健子(喜字壽)の壽域に達せらるゝより侯夫妻が總裁及會長として關聯せる公各團體に志より盛んなる賀宴を開かれたる答禮の意味にて七月九日午後三時

として愛撫せられたるものにて、縁頭と小尻は赤銅祖金、目貫及び切羽、祖金は純金など其捺へに意匠を凝らせり而して中身は何ぞと問へば是れ肥前第一の刀鋸治として名高き初代忠吉と銘せられ鞘を拂へば光彩陸離夏尙ほ寒き心地せり。

▲自筆學制案 八行單紙へ筆太に起稿せしは大木伯自筆の學制案の草案にして必ずや伯が文部大臣時代の執筆なるべく草案の内容を精讀するに由無かりしも筆力の遒勁にして活躍せるは伯の筆蹟たるを首肯しむ。

▲日記と詩稿 副島伯自筆の日記二冊は天保十二年度に屬すれば伯が幼時のものたるや勿論なり、又天保、嘉永年度の詩稿數冊及び支那歷遊中の詩稿あり就中支那遊歴の詩は伯が得意の作多く殊に何如璋、錢子琴等の諸名家が批評を加へ雌黃を施したるものにれば覆載間に一有りて二無き逸品たり顧ふに足りるべければ該詩稿中に收めあるも道は十中二三を抜きたるに過ぎざるべければ該詩稿中に漏れたるも猶は多かるべし。

▲家藏の一幅 霽落荘門云々の七絶一首を続地に揮毫したるを精巧に表裝したるは大木伯遺墨中にも上乘のものなるべし宜なり。今嗣吉伯が特に表裝して家藏とせらるゝや。

▲筆及び筆管 三淵本を見受く孰れも支那製にして就中筆管には細楷を彫刻しあるは特に蒼海伯に贈りし所なるを思はしめたり。

▲遺愛の唐本 陶淵明集二冊並に同附錄二冊及び鳳原集二冊は孰れも唐本なるが鳳原集には蒼海伯の自筆にて『楚辭燈』と題し居らる蓋し伯が生存中最も愛讀せられしなりと云へば伯の奸尚を窺ふに足り隨て其人格の高潔清曠なりしを思に足れり。

▲三葉の寫眞 老後の蒼海、其次齋二先生を追想せしも、又一葉は蒼海伯が壯年時代の寫眞に屬し衣至肝底の風采を見れば老後の照相の温乎として温なると對照して年所の其人を變化せしむるに驚かざるを得ず。

◎佐中創立紀念祝典協議

佐賀縣立佐賀中學校に於ては

本年秋季即位御大典を下し創立四十年紀念祝典を舉行に付六月十二日午後二時より同校講堂に於て之が準備委員會を開き左記の事項を協議決定し二十名の實行委員を擧げて之に一任し直に準備に着手せり。

一、十月三十一日記念祝典を舉行する事。

一、會員は卒業生、中途退学者、緣故者とし會費は金壹圓とす。

一、記念雑誌を發行し會員に配つ事。

一、記念事業として獎學金參萬圓を募集すること。

實行委員(順序不同)

副島武熊、岡部蓬一、中村榮太郎、内田清一、大坪敬通、金武良夫、石井清一、鐘ヶ江東作、吉田光次郎、枝吉順一、黒田龍吉、嘉村彦四郎、清水林吾、須古太郎、倉永源一郎、高島舜逸大島恒一郎、木下泰三郎、久保源六、家永盛種

より十一月十日を期し記念祝典を舉行し尙ほ記念事業として獎學基金募集の計畫を立て實行委員數十名を選定せしが右委員は六月廿一日午後三時より同校に會合し種々協議の末愈々左の趣意書を發表して基金募集中に着手することとなりたり。

獎學基金募集趣意書

榮城の地古來傑士を産す、これ樟樹の亭々たるものあるが爲か曰く然らず將た沃野の茫茫たるものあるが爲か、曰く然らず脈々なる葉隱の清泉より湧出する心靈の力、烈々として消ゆる事なき向學の精神、これ其の由來る最大因由たらんばあらず近時說をなす者あり、曰く、榮城の學徒其の意氣今や漸く銷沈し然れども吾人が未だ遽に其の說に同する能はざる所以のものは向學の精神目を追つて下層の社會に及び、寧ろ益懲烈の度を加へつゝあるを知ればなり、聽て思ふ、我榮城の人士、過去數十年間、著しく生產の業を輕じ來りし結果、數々乎たる物質文明

五、佐賀育英會の細則は別に之を定む
六、基金の利子を以て左記育英の事業に充て
(イ)佐賀縣立佐賀中學校在學生中品行方正、身體強健、學業優良にして資力乏しき者に貸費すること

(ロ)同卒業生中品行方正、身體強健、學業優良にして高等の學校に學入し資力乏しき者に貸費すること

(ハ)在學生又は卒業生の補習教授に要する費用の補助

(ニ)其他學事獎勵の費用

尙ほ祝典舉行に就ては左の如く協定したり

一、十一月上旬祝典舉行(日時は追て通知す)

一、十五年以上勤續職員及履員へ記念品贈呈

一、記念祝宴會

一、雜誌發行(記念號及會員名簿)

一、會費壹圓、八月末日迄に前納のこと(期限後は集金郵便

去る七月十五日より十九日迄佐賀縣會議事堂に於て開催せしが今般左記の如く汎く有志家より寄附金を募集しつゝあり

一、記念號及會員名簿は出席の有無に拘はらず會費納入者に配布す

一、祝賀會々計三獎學基金とは全く別途こそ

一、會費壹圓、八月末日迄に前納のこと(期限後は集金郵便

去る七月十五日より十九日迄佐賀縣會議事堂に於て開催せしが今般左記の如く汎く有志家より寄附金を募集しつゝあり

一、記念號及會員名簿は出席の有無に拘はらず會費納入者に配布す

一、

井、臨濟宗、高城寺の木造圓鑑禪師坐像一軀、神崎郡三田川村大字田手真言宗東妙寺の木造本尊釋迦來坐像一軀、同寺木造聖觀音立像一軀にして新指定物件調査のものは藤津郡三ヶ寺佛像廿九軀（外に小佛像數軀）、基郡一ヶ寺佛像數軀、小城郡三ヶ寺佛像十九軀（外に小佛像數軀）なり其の中製作最も優秀にして國寶の價值あるものとし撮影せしものは左の如し

藤津郡鹽田村大字馬場下眞言宗常在寺

一、木造本尊藥師如來立像（丈二尺三寸）凡そ七百餘年前のもの
一、同不動明王坐像（丈二尺一寸七分）凡そ七百年前のもの
神崎郡東脊振村大字松隈天臺宗修學院
一、木造本尊不動明王立像（丈三尺）凡そ五百年前のもの

● 黒田工學士逝く 神崎郡蓮池村出身工學士黒田孫一氏は肋膜炎に罹り六月廿四日相州七星ヶ濱の療養所に於て逝去せり氏は佐賀中學校卒業後は熊本高等學校、東京帝國大學工科大學を卒業して四十一年工學士となり續いて横濱電氣株式會社の技師に聘せられ同社の箱根塔ノ澤發電所に勤務せしが不圖病を得遂に起たるなり享年三十三、少壯有爲なりしに惜むべし

● 奥女中表彰せらる

十餘年間仕へたる奥女中藤山絹子（七十二）は七月三十日死去せる

が之れより先廿八日を以て井上東京府知事より左の如く其善行を表彰せられたり

元佐賀縣士族 藤 山 紹

資性温良品行方正明治三年舊藩鍋島家の命に従ひ其の良人ミ愛

子ミに別れ同家に仕へ哺乳の任に當る十有餘年其の抱育せし娘

子前田侯爵夫人たるに及び隨つて侯爵家に侍し爾來職を奥女中

に奉する事爰に三十餘年其の間主家の休戚を心頭に懸け自家の利害は之れを度外に置き至誠以て其の職に服し或は疾病を以て

十餘年間仕へたる奥女中藤山絹子（七十二）は七月三十日死去せる

が之れより先廿八日を以て井上東京府知事より左の如く其善行を

表彰せられたり

● 奥女中表彰せらる 東京本郷區本富士町前田侯爵家に三

十餘年間仕へたる奥女中藤山絹子（七十二）は七月三十日死去せる

が之れより先廿八日を以て井上東京府知事より左の如く其善行を

表彰せられたり

勵三等法學博士 井 上 友 一

勵務を曠廢せず年既に七十二にして其の兒輩の家に安逸するを

欲せず却て奥女中を統轄し主家に仕ふるを樂みとなす故を以て

主家の信賴も亦厚く奥向の家政圓滿ならしむるものは其の行爲

洵に奇特に候事

大正四年七月廿八日

佐賀市長瀬町谷口鐵工場主谷口清八氏は五月月中旬より神經痛に罹

り自邸に於て靜養中なりしが六月十一日愛息泰造氏を喪ひてより

は殊に齋々として樂まず悲痛の極精神にも異状を呈せる徵ありし

が遂に十六日午前四時半溘焉として逝く享年五十悼哉

▲ 奮闘的生涯 氏は慶應二年生れ先代清八氏の長子源一郎と稱し

明治四十四年八月先代清八氏の逝くや清八氏を襲名して谷口家十

三代の主となる、三百五十年の久しき谷口清左衛門長光の後を承

けて鑄物師たりし谷口家も明治初年滔々として洋式機械製作業の潮流内地工業界を侵蝕するや谷口家も其の餘波を受けて需用急減

祖先傳來の業も遂に抛たざる如き窮厄に遭へるが、かゝる懶惰不遇の秋に人となれる源一郎氏は先代清八氏を輔けて其の片腕となり事業を既倒に輾回せんさし熟慮斷行、工業界の趨勢は

全く機械工業にあるを看破し明治十五年一大規模の工場たらしめんとして先づ谷口鐵工場を創設し父子協力一致清八氏は外に出でて注文を引き受け諸般交渉の衝に當り源一郎氏は工場にありて之を監督し業務を督勵しつゝ奮闘三十有餘年遂に今日の大をなせり

氏の生涯は徹頭徹尾勤儉の行社會文化に從つて傳來の鑄物師として其の生涯は徹頭徹尾勤儉の行社會文化に從つて傳來の鑄物師として

中學在學中の忠二（十八）淳三（十六）及び憲助（七歳）の四男幸（廿

二）廣子（九歳）八重子（二歳）の三女あり氏は代々熱心なるリ蓮宗

信者にして清八氏は特に信仰篤く酒を嗜まず煙草を吸はず一切の娛樂遊びを却けて只家業に生命を傾注し模範的實業家を以て敬仰

せられ居たり葬儀は六月二十日長瀬町泰教寺に於て執行せられた

るが現在の儘同家業を繼承したり

▲ 故人の一家 未亡人をみ子四十一には佐賀郡北川副村水原神代氏の女にして故人の間に早稻田在學中の長男亮一（二十二）佐賀

中學在學中の忠二（十八）淳三（十六）及び憲助（七歳）の四男幸（廿

二）廣子（九歳）八重子（二歳）の三女あり氏は代々熱心なるリ蓮宗

信者にして清八氏は特に信仰篤く酒を嗜まず煙草を吸はず一切の

娛樂遊びを却けて只家業に生命を傾注し模範的實業家を以て敬仰

せられ居たり葬儀は六月二十日長瀬町泰教寺に於て執行せられた

るが現在の儘同家業を繼承したり

▲ 宮殿下御招宴 参觀 開院宮大將殿下に於かせられては六月一

日午後六時より内庫所に於て當地方各官公衙の幹部井將校の重な

内本縣人八二あり其出身中學左の如し

佐賀中學二九、小城中學一五、鹿島同六、唐津同六、私立龍谷

中學二、東京其他二二

海軍兵學校志願數 本年度海軍兵學校志願數二二五九の

見せり該染料は直接に絹、羊毛に容易に小豆色に染色することを

得る由にて特許を出願せし由なるが目下染料輸入杜絶の折斯かる

發見は斯界の福音と云ふ可し（六月八日）

● 化學染料發見 元工業學校教諭古賀儀一氏は多年植物性染

料につき研究中なりしが去る三月學校を辭し專心研究に身を委ね

し結果今回（コガ、レヅヤシ、アイオラレ）なる一種の染料を發

見せり該染料は直接に絹、羊毛に容易に小豆色に染色することを

得る由にて特許を出願せし由なるが目下染料輸入杜絶の折斯かる

發見は斯界の福音と云ふ可し（六月八日）

● 海軍兵學校志願數 本年度海軍兵學校志願數二二五九の

見せり該染料は直接に絹、羊毛に容易に小豆色に染色することを

得る由にて特許を出願せし由なるが目下染料輸入杜絶の折斯かる

發見は斯界の福音と云ふ可し（六月八日）

● 海軍兵學校志願數 本年度海軍兵學校志願數二二五九の

見せり該染料は直接に絹、羊毛に容易に小豆色に染色することを

得る由にて特許を出願せし由なるが目下染料輸入杜絶の折斯かる

發見は斯界の福音と云ふ可し（六月八日）

● 海軍兵學校志願數 本年度海軍兵學校志願數二二五九の

見せり該染料は直接に絹、羊毛に容易に小豆色に染色することを

得る由にて特許を出願せし由なるが目下染料輸入杜絶の折斯かる

發見は斯界の福音と云ふ可し（六月八日）

殿 下 鍋 島 令 嗣 谷 口 福 岡 縣 知 事

長尾九管局長 福田少將 石橋佐賀縣知事 阿部檢事正 長野
福岡縣內務部長 小平運輸課長 渡邊警察部長 西尾中佐 二
木警察部長 佐藤佐賀郡長 那須憲兵中佐

廣瀬大尉 中野鍋島家々扶 野口佐賀市長 原二等主計正 岸
本內務部長 稲澤檢事正 中島騎兵大佐 西野佐賀地方裁判所
長 長谷川少將 青木少將 能勢福岡裁判所長

● 有難き御言葉 開院宮殿下御當地御滞在の折六月一日御
旅館なる内庫所に於て當地方各官公衙の幹部に御招宴を賜はりた
る後殿下には特に野口市長は御座近く召させられ

予が來佐に付市民が齊しく歓迎の意を表せしは御苦勞に存する
處にて且又市よりは般通を又諸有志より種々の物品を寄送され
し事は深く感謝する所なる故一般に宜しく傳へ呉れよ

この意味の有難き御誼を賜はり野口市長は感泣して御前を退出し
たり

● 停車場改良費 鐵道建設改良事業十三年計畫に伴ひ改良
を要すべき停車場名及改良費の各停車場配分額の内本年度より工
事に着手すべき停車場及本年度内に支出すべき豫定費額の内佐賀
縣の分左の如し

▲鳥栖二萬圓 ▲中原二萬七千圓 ▲肥前山口三萬四千圓 ▲武雄二
萬七千圓

● 縣會議員候補者結果 五月六日執行せられたる三養基、

小城兩郡に於ける縣會議員補缺選舉の結果左の如し

▲小城郡 二千三百四十二票 同選 石川三郎

▲三養基郡 千三百八十二票 同選 木下十四三

同 千百十二票 落選 佐久間十造

● 法律學科(英法纂修)

明治神宮御造營局(内務省)田中耕太郎▲三重縣多久安信▲佐賀
縣中村忠充

● 七高卒業生 第一部甲類峰松光二、第二部乙類千布高彥

● 五高卒業生 熊本第五高等學校第廿四回卒業生の内本縣人

左の如し

▲第一部(英法、政治、經濟、商業)野田一誠○藤山清▲第一部

(文科)岡潤吉○草場鐵雄▲第一部(獨法、政治)江口重國▲第

二部(工科)横尾眞平○藤井三郎○村田八束○北島信夫▲第三部

(農科)納富金作▲第三部(醫科)樋渡肥佐雄○伊東辰次○向井治

雄

● 二高卒業者 第一部(獨法)相川勝六、第二部(工科)千住直

次、第三部(農科)岩本正樹

● 奈良女子師範卒業 本縣人津田ウラ、廣瀬フミノ兩氏は

今奈良女子高等師範校本科國語、漢文科を卒業せり

● 東京高師卒業 本縣人花田英太郎氏は東京高等師範學校

本科數物化學部を卒業せり

● 東京高等商業學校卒業 本縣人坂本權三氏は今回廣島高等

師範學校國語、漢文科を卒業せり

● 九大卒業生 九州帝國大學醫、工科本年卒業式は七月五日

右の内田中耕太郎氏は優等を以て卒業せり

● 京都帝國大學卒業生 法科法律學科本村善太郎、松尾定

次△醫學科田島榮一△地理專科遠藤金英

右の内田中耕太郎氏は優等を以て卒業せり

● 一高卒業生 第一高等學校本年度卒業生中佐賀縣人は英法

科有岡茂、松村光慶、醫科藥學科藤田穗、同醫學科眞崎健夫、野

口靜一、牧亮吉の六氏なり

● 帝大の特待生 市内水ヶ江町永潤正叙氏は目下東京帝國大

學に在りて地質學研究中なるが今回同大學特待生に選定せられ

たり

● 新學士採用 今回帝國大學卒業生中事務見習として内務省
に採用せられたる中本縣に關係ある分左の如し

● 東京帝國大學卒業者 今回東京帝國大學を卒業したる

本縣人及其住所左の如し

● 法律學科(英法纂修)

同 (獨法纂修)

● 機械學科

同 (佛學纂修)

● 地質學科

同 (同)

● 政治學科

同 (同)

● 農藝化學科

同 (同)

● 商業學科

同 (同)

● 林學科

同 (同)

● 工科大學

同 (同)

● 農科大學

同 (同)

● 副科

同 (同)

●關西大學卒業 本縣人は専門部法律科宮崎卯一

●大阪高等工業校卒業生 機械科岩本忠藏、醸造科中尾

芳彦、古賀謙一郎

●重砲兵射擊卒業

陸軍重砲兵射擊學校乙種學生卒業本縣人左の如し

砲兵中尉下村千秋、鶴田一二、同少尉木下秀清

●早稻田大學卒業生 今回早稻田大學卒業生は總數七百五十二人なりしが其内本縣人は左の如し

●大學部政治經濟科 橋本貞一 福島庚 福田政美

●同英文學科 古館清太郎

●同商科 川原光次 古賀良雄 北島利八 木原新 未永寛 鵜池五郎 朝重進一

●同理工電氣科 牛島寅生

●專門部政治經濟科 渡瀬保治 坂本隆二 江島竹彥

●高等師範部國漢歷史科 小笠原悟 古賀權六 名古屋直治郎

●山口高商卒業 中島理一、松隈政憲、永島冲太郎、福岡善三郎

●中村中尉飛行卒業 步兵第五十五聯隊歩兵中尉中村順平

氏は今回第三回卒業飛行を終り飛行免狀を得たりと

●經理學校卒業 ▲第六師團青木政一▲第十一師團井上米雄、中島安一▲第十八師團三浦信一

●私立熊本醫專卒業生 於保龍生、黒田豊作、太田二也、

太田太助、福地國次郎、松永果、中溝清明、平塙良造、本村恒雄、陸軍依托生今村米次郎

●第七師團歩兵第二十五同 同十師團輜重兵同十大隊

●第十師團工步同一大隊

●第十一師團工步同一大隊

●同十二師團步兵同四十七聯隊

●同二十四同 同重砲兵同六同

●同十三師團野砲兵同十九同

●同十五師團騎兵同十九同

●同十六師團步兵同十九同

●同野砲兵同二十二同

●同十七師團歩兵同四十一同

●同五十四同

●同二十一同 同同十八師團歩兵同五十五同

尙ほ當聯隊附にして他縣人左の如し

本縣人は左の如し

●近衛師團歩兵四聯隊鍋島茂麿▲三師團歩兵六十八聯隊渡邊凱夫▲六師團歩兵十三聯隊久米眞多男▲同六十四聯隊中島忠雄▲

十一師團歩兵四十四聯隊吉村喜三▲同野砲兵十一聯隊中野良次

▲十二師團歩兵二十四聯隊中島房雄▲十五師團歩兵十八聯隊小川伊佐雄▲工兵十五大隊山崎熊六▲十八師團歩兵四十六聯隊音成五一▲同野砲兵二十四聯隊北島謙六

尙ほ佐賀聯隊附他縣人左の如し

●醫術開業試驗合格 各地方(東京を除く)に於て施行の本年第一回醫術開業後期學說試驗に合格せし本縣人左の如し

田代逸見○東次八○吉中勘三○古川岩松

●教員免許狀授與 小學校教員無試驗検定に依り五月一日附小學校教員免許狀を授與せられたるもの左の如し

古賀直太郎○小宮貫治○張ミエ○重松トセ○廣江シモ○宮原ナル○吉村フク○居石八千代○篠塚リエ○原ヅル○田中シヅヨ

●小學校農業事科正教員免許狀

尋常小學校准教員免許狀

中島テイ○江口キク○小林ツヨ○眞島ハツ○川崎ハヤ○良縁寺

ゲン○島本マセ○宮崎スミ○本村壽榮○貞包スミ○松尾テツ○

板本マキ○濱松カツ○山上ヨ子○川崎ムメ○吉田イフ○古賀サミ

●尋常小學校准教員免許狀

谷田マチ○吉村清次郎○杉本キク○中江新一○小松マツエ

●獸醫免許試驗合格 本縣人古賀郡一、下安一兩氏は今回

五月二十五日卒業せしが内本縣人左の如し

第一師團歩兵第一聯隊

同 第十五同

●士官學校卒業 陸軍士官學校第二十七期生徒七百六十名

は五月二十五日卒業せしが内本縣人左の如し

第六師團歩兵第十六同

同 第二十三同

●第二師團歩兵第二十九同

同 第二十八同

●海軍機關學校卒業 海軍機關學校機關大尉大石平次、同

大尉横尾道春の兩氏なり

●藥劑師試驗及第 本縣人栗原九十郎氏は今回第一回藥劑

師實地試驗に及第せり

●蹄鐵術卒業 臺灣山砲兵第二中隊砲兵二等卒中山勤兵衛氏

は今回蹄鐵術卒業せり

●醫術開業試驗及第 本縣人藤川義謙氏は東京に於て施行

の第一回醫術開業試驗に及第せり

●熊本高等工業學校第十回卒業生 ○土木工學科草野

弘○諸岡明七○中村又一(修業)○機械工學科中村利八○松村儀

六○松永新藏○東島徹巖○採鑛冶金學科市原源之助○吉田傳作

○久米一八○前山寶一○古川彌六

氏は同試験に及第せり

●海軍機關校生徒採用 卍田菊雄、宮崎幸武、岸川覺輔

●醫術開業試驗及第者 本縣人小木曾鉉三、江頭泰輔二

氏は同試験に及第せり

●小學校教員無試驗檢定 本縣にては六月十五日付にて

過日宮崎地方裁判所に於て舉行せし

裁判書記登用試驗に及第せし本縣人は左の如し

●本科正教員 世戸未吉

●尋常本科正教員 永瀬勝一、庄野クニ、山下シナ、楠村ハツ

キ、小鳥居リツ、青木ソヨ、鰐渡千代

●小學校准教員 鶴田滿治、立野辰義、緒方嘉平、諸石信正、

一三四

原田ツナ、緒方キミ、野村ミヨコ、大隈スエ、吉田クニ、大野
ミキ、北村ツタ、原田ハマ、野中アイ、増田クイ、大塚タカ、
副島マキヨ、落合可、江口ツカ、竹下テル、増田ツキ、松尾シ
ヅ、西村チサ、橋本リヨ、馬場ソリ、石橋キサ、植松富美代、
山崎エツ、熊谷クミ、久我ツ子、古賀ミツエ、西村治和

▲尋常教員 南里フヤ

●盛岡高農入學 松田克巳氏(本縣人)は盛岡高等農林學校

に入學を許可さる

●教員養成所入學 第六臨時教員養成所にては大正四年度

家事科依託生として入學を許可された者の内本縣關係の分左の如

し
▲京都府立第一高等女學校依託

唐津町立唐津高等女學校出身 林 榮子

▲私立共立女子職業學校依託

私立成美高等女學校出身 橋口タ子

●文官普通試験合格 三月一日施行の沖繩縣文官普通試験

に合格せし者の内本縣人は多久島萬市氏一人なり

●東北帝大入學 本縣人中島寛氏は今回東北帝國大學工學

事門部機械工學科へ入學を許可されたり

●射擊學校入學 陸軍砲兵大尉石井十郎氏は陸軍野戰砲兵

動撃學校第二回乙種學生として四月一日入校せり

●神戸高商入學 東島健兒氏(豫科第二部)

●廣島高師入學 本縣人佐藤憲太郎氏は廣島高等師範學校

に入學を許さる

●廣島高商入學 本縣人佐藤憲太郎氏は廣島高等師範學校

に入學を許さる

●步兵學校卒業 陸軍歩兵學校は去廿四日修業式舉行、本

縣人左の如し

歩兵歩兵大尉宇都宮三千雄、同尉蒲原小平、牧瀬忠龍、中牟田

基、空閑昇

因に宇都宮大尉は成績優等に付銀時計を下賜されたり又佐賀聯隊

附歩兵少佐 星野文一郎、同中尉石牟禮平四郎氏も同時に卒業せ

り

●獸醫並蹄鐵工免狀下附 去一月より六月迄に免狀下附

されたる本縣人左の如し

獸醫 山口常次、峰下政治、江崎駿郎(蹄鐵工)前田清太郎、

中島松一、有家傳助、力武政藏、植田織太郎、下安一

●蹄鐵術卒業證書付與 野砲兵第廿四聯隊に於て蹄鐵術

卒業證書を付與せられたる本縣人左の如し

一日教員免狀を授與せられたるは左の如し

●尋常小學校正教員

山田トシ、戸田ミチ、相良輝次

●尋常小學校准教員

森ミス、稻元テル、森田ツタ、古賀ヨウ

●尋常小學校准教員

山崎勇太郎、深川ソチ、宮原俊雄、關本茂代、横尾サヨ

●小學校教員試験定により七月三十一日小學校教員免狀を授與せ